

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案等について（概要）

令和元年9月5日
経済産業省、国土交通省

I. 背景

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下「改正法」という。）」が令和元年5月10日に国会において成立し、同年5月17日に公布された。

今般、改正法の施行にあたり、所要の事項を定める必要があることから、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）をはじめとした関係政省令及び告示の一部改正等を行う。

II. 改正の概要

i. 政令関係

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正

(1) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の区分及び戸数（第12条関係）

改正法附則第1条本文に規定する施行日後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第28条の2の政令で定める住宅の区分は、①一戸建ての住宅、②長屋又は共同住宅とする。また、特定建設工事業者の要件である当該事業者が1年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数の下限として政令で定める数は、①一戸建ての住宅については300戸、②長屋又は共同住宅については1000戸とする。

(2) 請負型規格住宅に係る報告及び立入検査（第13条関係）

法第28条の4第4項の規定により国土交通大臣が特定建設工事業者に報告させる事項は、新たに建設した請負型規格住宅の戸数並びに請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項とする。また、同条の規定により、国土交通大臣は、その職員に特定建設工事業者の事務所等に立入検査をさせることとする。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の対象の拡充に係る容積率の特例の対象となる床面積（第14条関係）

法第35条第2項において同条第1項の規定を読み替えて適用する場合の同項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を越えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超える場合においては、当該申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の10分の1）とする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

2. その他関係政令において所要の規定の整備を行う。

ii. 省令関係

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）の一部改正

(1) 建築物の建築に関する届出の添付書類に関する事項（第 12 条関係）

法第 19 条第 1 項前段の規定により届出をしようとする者が、届出書に添付する書類として付近見取図及び各種計算書等を定める。

(2) 建築物の建築に関する届出の期限の短縮に関する事項（新設関係）

① 法第 19 条第 4 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。）とする。

② 法第 19 条第 4 項の規定により、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるもの の結果を記載した書面を提出する場合の届出の期限として国土交通省令で定める日数は 3 日とする。

③ 法第 19 条第 4 項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるもの の結果を記載した書面を提出する場合における添付書類は、付近見取図等とする。

(3) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅にかかる措置（新設関係）

法第 28 条の 4 第 5 項において準用する法第 17 条第 2 項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める。

(4) 自他供給型熱源機器等の設置に関する事項（新設関係）

① 法第 29 条第 3 項に規定する自他供給型熱源機器等として国土交通省令で定めるものは、熱源機器及び発電機等とする。

② 法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物に設置しうるエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等として国土交通省令で定めるものは、一の居室のみに係る空気調和設備等を構成する熱源機器等とする。

③ 法第 29 条第 3 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載することができる国土交通省令で定める事項は、自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置等とする。

(5) その他所要の改正を行う。

2. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正

(1) 住宅の簡易な建築物エネルギー消費性能基準の追加（第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 12 条関係）

- ① 共同住宅の外皮基準の評価方法について、住棟全体（全住戸の平均）での評価方法を加え、住棟全体（全住戸の平均）での評価方法における外皮基準として以下を定める。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(W/m ² ・K)	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	-
冷房期の平均日射熱取得率	-	-	-	-	1.5	1.4	1.3	2.8

- ② 外皮基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、一戸建ての住宅及び共同住宅についてそれぞれ、部位別の外皮面積の割合等を固定値とするモデル住宅（国土交通大臣が外皮性能の算出に用いるべき標準的な住宅として認めたもの）を用いた評価方法を追加する。
- ③ 一次エネルギー消費基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、一戸建ての住宅及び共同住宅についてそれぞれ、空調設備の効率等の仕様を固定値とするモデル住宅（国土交通大臣が一次エネルギー消費性能の算出に用いるべき標準的な住宅として認めたもの）を用いた評価方法を追加する。
- ④ 一次エネルギー消費基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、共同住宅における設計一次エネルギー消費量等の算出について、共用部分を計算しない評価方法を追加する。

(2) 8 地域の冷房期の平均日射熱取得率の見直し（第1条関係）

現行の評価方法における8地域の冷房期の平均日射熱取得率を「6.7」に見直すこととする。

(3) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準の規定（新設関係）

法第28条の3第1項に規定する特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を次のとおり定める。

- ① 特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第1条第1項第2号イに規定する基準（外皮基準）に適合すること。
- ② 特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る設計一次エネルギー消費量の合計が、次に掲げる当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計を超えないこと。

【一戸建ての住宅における特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量】

イ. 特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する一戸建ての住宅（口に掲げる住宅を除く。）

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

ロ. 特定建設工事業者が令和6年度以降の経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する一戸建ての住宅

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_M\} \times 10^{-3}$$

【長屋又は共同住宅における特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量】

特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する長屋又は共同住宅

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

※ E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする

E_{ST} ：特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (GJ／年)

E_{SH} ：第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ／年)

E_{SC} ：第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ／年)

E_{SV} ：第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ／年)

E_{SL} ：第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ／年)

E_{SW} ：第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ／年)

E_M ：第5条第1項のその他の一次エネルギー消費量 (MJ／年)

(4) 地域の気候及び風土に応じた住宅の仕様に関する事項（附則関係）

- ① 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものの仕様として国土交通大臣が定める仕様を定める。
- ② 改正法附則第1条第2号に規定する施行日後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定によりエネルギー消費性能に係る評価及び説明が義務付けられる住宅のうち地域の気候及び風土に応じた住宅について、当分の間、第1条第1項第2号イの規定は適用しないこととする。

(5) その他所要の改正を行う。

iii. 告示関係

1. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（平成28年国土交通省告示第265号）の一部改正

(1) エネルギーの量を熱量に換算する係数の合理化

別表第1に規定する「他人から供給された熱」を「他人から供給された熱（法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物から当該計画に記載された建築物に供給されたものを除く。）」と改める。

(2) 最新の外気温等のデータ等を踏まえた地域の区分の見直し

最新の外気温等のデータ及び現状の市町村区分を踏まえ、地域の区分の所要の見直しを行う（別紙参照）。また、地域の区分が見直される市町村については、一定の経過措置を置くこととする。

2. 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難である仕様を定める件（仮称）（新設）

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第2条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものの仕様として国土交通大臣が定める仕様を以下の通り定める。

- ① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること

- イ 以下の a 又は b のいずれかに該当するもの
- a 外壁の過半以上が両面を真壁造とした土塗壁であるもの
 - b 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの
- ロ 以下の a 及び b に該当するもの
- a 外壁について、以下のいずれかの仕様であるもの
 - ・ 片面を真壁造とした土塗壁であるもの
 - ・ 片面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの
 - ・ 過半以上が両面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの
 - b 屋根、床、窓について、以下のいずれかの仕様であるもの
 - ・ 屋根が化粧野地天井であるもの
 - ・ 床が板張りであるもの
 - ・ 窓の過半以上が地場製作の木製建具であるもの
- ハ その他所管行政庁がイ又はロと同等のものとして認めるもの
- ② 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものの仕様として所管行政庁が地域の特性を踏まえた仕様を定める場合は、これに適合するものであること
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（平成28年国土交通省告示第609号）の一部改正

(1) 近年の閣議決定等を踏まえた内容の追加

「第1 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項、1. 意義」に、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）及び第5次エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）等における2030年度のエネルギー消費量の削減量の見通し等に関する内容を追加する。

(2) 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次答申）」（平成31年1月31日 社会資本整備審議会）を踏まえた内容の追加等

「第1 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項、2. 目標、(1)新築時の建築物エネルギー消費性能基準への適合の確保」の一部について、新築の建築物については、建築物エネルギー消費性能基準の適合の確保に向け、建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い対策を講じることとする。

(3) 改正法を踏まえた内容の追加

「第2 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項、2. 本法に定める建築物のエネルギー消費性能の向上のための措置に関する基本的な考え方」等に、改正法による①建築物エネルギー消費性能基準への適合を要件とする建築物の対象の拡大、②建築物の建築に関する届出の期限の短縮、③建築士への小規模住宅等のエネルギー消費性能に係る評価及び説明の義務付け、④特定建設工事業者の新たに建設す

る請負型規格住宅に係る措置の新設、⑤建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象への複数建築物の連携の取組の追加等に関する内容を追加する。

(4) その他所要の改正を行う。

4. 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号）の一部改正

(1) 近年の閣議決定等を踏まえた内容の追加

「1. 都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項、(1)意義」に、地球温暖化対策計画（2016 年 5 月閣議決定）における 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減量の中期目標に関する内容を追加する。

(2) 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次答申）」（平成 31 年 1 月 31 日 社会資本整備審議会）を踏まえた内容の追加等

「2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、(2)個別の分野における施策の方向性、⑤建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性」の一部について、新築の建築物については、省エネ基準の適合の確保に向け、建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い対策を講じることとする。

(3) その他所要の改正を行う。

5. その他の関係告示において、所要の規定の整備を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和元年 11 月中

施行： i .、 ii . (1.、 2. (1)①④、 2. (3)、 2. (4)①に限る。)、 iii (1.、 2. に限る。)

→改正法の公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日

ii . (2. (1)②③、 2. (2)に限る。)

→令和 2 年 4 月 1 日予定

ii . (2. (4)②に限る。)

→改正法の公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して 2 年を超えない範囲内で政令で定める日

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（国土交通省告示第二百六十五号）（抄）

改正後			改正前		
別表第10			別表第10		
地域の区分	都道府県名	市町村	地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町 <u>(旧歌登町に限る。)</u> 、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町 <u>(旧忠類村に限る。)</u> 、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町	1	北海道	旭川市、釧路市、帶広市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市(旧大滝村に限る。)、 <u>二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苦前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町(旧穂別町に限る。)、日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</u>
2	北海道	札幌市、小樽市、 <u>旭川市、釧路市、帶広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苦小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、<u>二セコ町、真狩村、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、妹背牛町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、劍淵町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町、<u>初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町、</u>初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壯瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼</u></u>	2	北海道	札幌市、函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町に限る。)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苦小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)、洞爺湖町、むかわ町(旧鵡川町に限る。)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壯瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼

		<p>幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町</p>		文町
	青森県	平川市（旧碇ヶ関村に限る。）	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
	秋田県	小坂町	(新設)	(新設)
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）	(新設)	(新設)
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）	(新設)	(新設)
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村	(新設)	(新設)
	長野県	塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曾町（旧開田村に限る。）	(新設)	(新設)
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町	3	北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鰭ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。）、八幡平市、滝沢市、零石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町	岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、零石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町

	宮城県	七ヶ宿町		宮城県	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶴沢町、旧花山村に限る。)
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村		秋田県	秋田市(旧河辺町に限る。)、能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市(旧東由利町に限る。)、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町(旧琴丘町に限る。)、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町		山形県	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塙原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村		福島県	会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市(旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)		栃木県	日光市(旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村		群馬県	沼田市(旧白沢村、旧利根村に限る。)、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
	(削る)	(削る)		新潟県	十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)		(新設)	(新設)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村		山梨県	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、壳木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町		長野県	長野市(旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。)、松本市(旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧伊那市、旧高遠町に限る。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合

栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町				る。)、筑西市(旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧小川町、旧美野里町に限る。)、大子町
群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町				栃木県 日光市(旧今市市に限る。)、大田原市、矢板市、那須塩原市(旧黒磯市、旧西那須野町に限る。)、塩谷町、さくら市(旧喜連川町に限る。)、那珂川町、那須町
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)				群馬県 高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧中之条町に限る。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧月夜野町、旧新治村に限る。)
東京都	檜原村、奥多摩町				埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村				東京都 奥多摩町
(削る)	(削る)				新潟県 長岡市(旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。)、三条市(旧下田村に限る。)、小千谷市、加茂市、十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市(旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市(旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市(旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市(旧高柳町に限る。)、上越市(旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)				富山県 富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
福井県	池田町				石川県 白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町				福井県 大野市(旧和泉村に限る。)
長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、				山梨県 甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村

	中野市、 <u>飯山市</u> 、 <u>塩尻市</u> （旧塩尻市に限る。）、千曲市、 <u>東御市</u> 、 <u>安曇野市</u> 、青木村、下諏訪町、 <u>箕輪町</u> 、 <u>飯島町</u> 、 <u>南箕輪村</u> 、中川村、 <u>宮田村</u> 、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、 <u>下條村</u> 、天龍村、泰阜村、豊丘村、 <u>大鹿村</u> 、南木曾町、大桑村、 <u>山形村</u> 、 <u>池田町</u> 、松川村、坂城町、 <u>小布施町</u> 、木島平村、栄村		限る。）、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、 <u>岡谷市</u> 、 <u>飯田市</u> 、 <u>諏訪市</u> 、 <u>安曇野市</u> 、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。）、中野市（旧豊田村に限る。）、伊那市（旧長谷村に限る。）、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。）、根羽村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曾町、 <u>王滝村</u> 、大桑村、 <u>筑北村</u> 、麻績村、生坂村、坂城町、 <u>小川村</u> 、栄村
岐阜県	高山市、 <u>中津川市</u> （旧長野県木曾郡山口村、 <u>旧坂下町</u> 、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、 <u>本巣市</u> （旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、 <u>旧金山町</u> に限る。）、東白川村	岐阜県	中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、 <u>恵那市</u> （旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛驒市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、 <u>旧高鷲村</u> 、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、 <u>旧小坂町</u> 、旧下呂町、 <u>旧馬瀬村</u> に限る。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稻武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村	愛知県	豊田市（旧稻武町に限る。）
兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）	兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、 <u>曾爾村</u> 、御杖村、黒滝村、天川村、川上村	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、 <u>生駒市</u> 、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	高野町	和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	若桜町、日南町、日野町	鳥取県	倉吉市（旧關金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	飯南町、 <u>吉賀町</u>	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧八束村、旧中和村に限る。）、新庄村、 <u>西粟倉村</u> 、吉備中央町	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、 <u>高梁市</u> （旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、 <u>旧川上村</u> 、旧八束村、旧中和村に限る。）、新庄村、 <u>鏡野町</u> （旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。）
広島県	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、 <u>旧口和町</u> 、 <u>旧高野町</u> 、 <u>旧比和町</u> に限る。）、安芸太田町、世羅町、神石高原町	広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧甲奴町、 <u>旧君田村</u> 、 <u>旧布野村</u> 、 <u>旧作木村</u> 、 <u>旧吉舎町</u> 、 <u>旧三良坂町</u> に限る。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、 <u>旧吉和村</u> に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、 <u>旧美土里町</u> 、 <u>旧高宮町</u> に限る。）、安芸太田町（旧筒賀村、 <u>旧戸河内町</u> に限る。）、北広島町（旧芸北町、 <u>旧大朝町</u> 、 <u>旧千代田町</u> に限る。）、世羅町（旧甲山町、 <u>旧世羅町</u> に限る。）、神石高原町
（削る）	（削る）	徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、久万高原町	（新設）	（新設）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）、 <u>梼原町</u>	高知県	いの町（旧本川村に限る。）

5	宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	仙台市、多賀城市、山元町 にかほ市 酒田市（旧酒田市に限る。） 福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町 水戸市、土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。）、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町 宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町 桐生市（旧新里村に限る。）、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町 秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町	
5		(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)
	福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町	
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稻敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町	
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町	
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。）、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。）、渋川市（旧渋川市、旧北橘村、旧子持村、旧伊香保町に限る。）、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町	
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀬町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町	

千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町	千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	山北町、 <u>愛川町</u> 、清川村	神奈川県	秦野市、相模原市(旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、 <u>松田町</u> 、大井町、清川村
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、 <u>五泉市</u> 、 <u>上越市</u> 、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、 <u>田上町</u> 、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村	新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧三条市、旧栄町に限る。)、柏崎市(旧柏崎市、旧西山町に限る。)、新発田市、見附市、 <u>村上市</u> (旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笛神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、 <u>上市町</u> 、 <u>立山町</u> 、入善町、朝日町	富山県	富山市(旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。)、高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市(旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。)、輪島市、 <u>小松市</u> 、珠洲市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町	福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、 <u>おおい町</u> 、 <u>越前市</u> 、坂井市、 <u>鯖江市</u> 、 <u>勝山市</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>高浜町</u> 、 <u>大野市</u> (旧大野市に限る。)、 <u>越前町</u> (旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、 <u>南越前町</u> (旧南条町、旧今庄町に限る。)、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、 <u>都留市</u> 、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町	山梨県	甲府市(旧甲府市、旧中道町に限る。)、山梨市(旧山梨市、旧牧丘町に限る。)、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、南アルプス市、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、 <u>昭和町</u> 、 <u>道志村</u> 、市川三郷町、身延町、 <u>南部町</u> (旧南部町に限る。)
長野県	飯田市、喬木村	長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町		岐阜県	山県市、 <u>恵那市(旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。)</u> 、 <u>本巣市(旧根尾村に限る。)</u> 、 <u>郡上市(旧美並村に限る。)</u> 、 <u>下呂市(旧金山町に限る。)</u> 、 <u>中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。)</u> 、 <u>閑市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)</u> 、美濃市、瑞浪市、 <u>美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、<u>揖斐川町(旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。)</u></u>
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町		静岡県	<u>浜松市(旧水窪町に限る。)</u> 、御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町		愛知県	豊田市(旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。)、設楽町、 <u>豊根村、東栄町</u>
	三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市		三重県	伊賀市、 <u>亀山市(旧関町に限る。)</u> 、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町		滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、 <u>近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町</u>
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町		京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、 <u>大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町</u>
	大阪府	豊能町、能勢町		大阪府	<u>堺市(旧美原町に限る。)</u> 、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、 <u>豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村</u>
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、 <u>丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)</u>		兵庫県	姫路市(旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。)、 <u>豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。)</u> 、養父市(旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、 <u>三木市(旧吉川町に限る。)</u> 、宍粟市、 <u>篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、<u>福崎町、上郡町</u></u>
	奈良県	<u>生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村</u>		奈良県	<u>奈良市(旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。)</u> 、 <u>宇陀市(旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。)</u> 、葛城市、五條市(旧五條市、旧西吉野村

				に限る。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)	和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町	
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町	鳥取県	鳥取市(旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町	
島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町	島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。)、雲南市、益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町	
岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町、旧川上村に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町	岡山県	岡山市(旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町	
広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町	広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)	
山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市	山口県	山口市(旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市	
徳島県	三好市、上勝町	徳島県	三好市(旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。)、美馬市(旧木屋平	

	君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、 <u>白井市</u> 、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、 <u>酒々井町</u> 、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町		習志野市、 <u>勝浦市</u> 、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
東京都	東京23区、 <u>八王子市</u> 、 <u>立川市</u> 、武蔵野市、三鷹市、府中市、 <u>昭島市</u> 、調布市、町田市、小金井市、 <u>小平市</u> 、 <u>日野市</u> 、 <u>東村山市</u> 、国分寺市、国立市、 <u>福生市</u> 、狛江市、 <u>東大和市</u> 、 <u>清瀬市</u> 、東久留米市、 <u>武藏村山市</u> 、多摩市、稻城市、西东京市	東京都	東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西东京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稻城市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、 <u>秦野市</u> 、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、 <u>南足柄市</u> 、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、 <u>大井町</u> 、 <u>松田町</u> 、 <u>開成町</u> 、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、 <u>横須賀市</u> 、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、 <u>三浦市</u> 、小田原市、逗子市、相模原市(旧相模原市に限る。)、 <u>藤沢市</u> 、平塚市、寒川町、 <u>愛川町</u> 、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、 <u>小松市</u> 、野々市市	石川県	金沢市、白山市(旧松任市、 <u>旧美川町</u> に限る。)、野々市市
福井県	福井市、敦賀市、 <u>小浜市</u> 、 <u>鯖江市</u> 、 <u>越前市</u> 、越前町、美浜町、 <u>高浜町</u> 、 <u>おおい町</u>	福井県	福井市(旧越廻村、旧清水町に限る。)、敦賀市、美浜町、越前町(旧越前町、 <u>旧織田町</u> に限る。)、南越前町(旧河野村に限る。)
山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、 <u>南部町</u> 、 <u>昭和町</u>	山梨県	南部町(旧富沢町に限る。)
岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、 <u>多治見市</u> 、 <u>関市</u> 、羽島市、 <u>美濃加茂市</u> 、各務原市、 <u>可児市</u> 、 <u>山県市</u> 、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、 <u>安八町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、大野町、池田町、北方町	岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、 <u>揖斐川町</u> (旧揖斐川町に限る。)
静岡県	浜松市、 <u>熱海市</u> 、 <u>三島市</u> 、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町	静岡県	静岡市、 <u>伊豆の国市</u> 、伊豆市、掛川市、菊川市、 <u>沼津市</u> 、 <u>焼津市</u> 、袋井市、島田市、 <u>藤枝市</u> 、磐田市、 <u>浜松市</u> (旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。)、富士市、牧之原市、 <u>三島市</u> 、富士宮市、 <u>伊東市</u> 、裾野市、湖西市、 <u>東伊豆町</u> 、函南町、 <u>清水町</u> 、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)

	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、 <u>豊田市</u> （旧稻武町を除く。）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町		愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、 <u>豊橋市</u> 、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、 <u>尾鷲市</u> 、 <u>亀山市</u> 、鳥羽市、いなべ市 <u>(旧員弁町、旧大安町に限る。)</u> 、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町		三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、いなべ市、伊勢市、亀山市 <u>(旧亀山市に限る。)</u> 、 <u>熊野市</u> (旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市 <u>(旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。)</u> 、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
	滋賀県	<u>近江八幡市</u> 、草津市、守山市		滋賀県	大津市(旧大津市に限る。)
	京都府	京都市、 <u>舞鶴市</u> 、 <u>宇治市</u> 、 <u>城陽市</u> 、向日市、長岡京市、 <u>八幡市</u> 、 <u>京田辺市</u> 、木津川市、 <u>大山崎町</u> 、 <u>久御山町</u> 、 <u>井手町</u> 、 <u>精華町</u> 、 <u>伊根町</u>		京都府	京都市 <u>(旧京都市に限る。)</u> 、 <u>京丹後市</u> (旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、 <u>高槻市</u> 、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、 <u>八尾市</u> 、泉佐野市、 <u>富田林市</u> 、寝屋川市、河内長野市、 <u>松原市</u> 、 <u>大東市</u> 、和泉市、箕面市、 <u>柏原市</u> 、 <u>羽曳野市</u> 、門真市、摂津市、高石市、 <u>藤井寺市</u> 、 <u>東大阪市</u> 、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、 <u>島本町</u> 、忠岡町、熊取町、田尻町、 <u>太子町</u> 、 <u>河南町</u> 、千早赤阪村		大阪府	大阪市、堺市 <u>(旧堺市に限る。)</u> 、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、 <u>島本町</u> 、忠岡町、熊取町、田尻町、 <u>太子町</u>
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、 <u>相生市</u> 、 <u>加古川市</u> 、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稻美町、播磨町、 <u>福崎町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>香美町</u> （旧村岡町、旧美方町を除く。）、 <u>新温泉町</u> （旧浜坂町に限る。）		兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、 <u>加西市</u> 、 <u>姫路市</u> （旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、 <u>豊岡市</u> （旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稻美町、播磨町、太子町
	奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、 <u>三宅町</u> 、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王	(新設)	(新設)	

	寺町、広陵町、河合町		
和歌山県	海南市、 <u>橋本市</u> 、有田市、 <u>田辺市</u> (旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、 <u>かつらぎ町</u> (旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、 <u>広川町</u> 、有田川町、 <u>日高町</u> 、由良町、 <u>日高川町</u> (旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村		和歌山市、 <u>有田市</u> 、岩出市、海南市、紀の川市、 <u>新宮市</u> (旧熊野川町に限る。)、田辺市(旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、 <u>岩美町</u> 、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、 <u>伯耆町</u>		鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市(旧益田市に限る。)、大田市、 <u>安来市</u> 、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町		松江市(旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市(旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、江津市(旧江津市に限る。)、隱岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、 <u>井原市</u> 、総社市、瀬戸内市、 <u>赤磐市</u> 、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町		岡山市(旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町		広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧廿日市市、旧大野町、旧官島町に限る。)、尾道市(旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市(旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、 <u>旧川上村</u> 、 <u>旧田万川町</u> 、 <u>旧須佐町</u> 、 <u>旧旭村</u> に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町		山口市(旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市(旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市(旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市(旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、 <u>旧福栄村</u> に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、 <u>牟岐町</u> 、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、 <u>東みよし町</u>		徳島市、鳴門市、 <u>小松島市</u> 、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町(旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、 <u>上勝町</u> 、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	全ての市町		全ての市町
愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、		松山市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、今治

		旧長浜町に限る。)、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、 <u>内子町</u> (<u>旧内子町</u> 、 <u>旧五十崎町</u> に限る。)、伊方町、松野町、 <u>鬼北町</u>		市、西条市、西予市(<u>旧三瓶町</u> 、 <u>旧明浜町</u> 、 <u>旧宇和町</u> 、 <u>旧野村町</u> に限る。)、大洲市(<u>旧大洲市</u> 、 <u>旧長浜町</u> 、 <u>旧肱川町</u> に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、 <u>宇和島市</u> (<u>旧宇和島市</u> 、 <u>旧吉田町</u> 、 <u>旧三間町</u> に限る。)、砥部町(<u>旧砥部町</u> に限る。)、上島町、伊方町(<u>旧伊方町</u> に限る。)、 <u>松前町</u> 、 <u>松野町</u>
高知県		香美市、 <u>馬路村</u> 、 <u>いの町</u> (<u>旧伊野町</u> に限る。)、佐川町、 <u>越知町</u> 、日高村、津野町、四十町、 <u>三原村</u> 、 <u>黒潮町</u>	高知県	高知市(<u>旧鏡村</u> 、 <u>旧土佐山村</u> に限る。)、四万十市、香美市、四十町、 <u>中土佐町</u> 、 <u>津野町</u> (<u>旧葉山村</u> に限る。)、 <u>黒潮町</u> (<u>旧佐賀町</u> に限る。)、佐川町、日高村
福岡県		北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、 <u>那珂川市</u> 、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	福岡県	福岡市(東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(<u>旧八女市</u> 、 <u>旧黒木町</u> 、 <u>旧上陽町</u> 、 <u>旧立花町</u> 、 <u>旧星野村</u> に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、 <u>東峰村</u> 、 <u>福智町</u> 、 <u>那珂川町</u> 、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県		全ての市町	佐賀県	全ての市町
長崎県		<u>佐世保市</u> 、 <u>松浦市</u> 、 <u>対馬市</u> 、 <u>雲仙市</u> (<u>旧小浜町</u> に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 <u>佐々町</u>	長崎県	壱岐市、 <u>雲仙市</u> (<u>旧国見町</u> 、 <u>旧瑞穂町</u> 、 <u>旧吾妻町</u> 、 <u>旧愛野町</u> 、 <u>旧千々石町</u> 、 <u>旧南串山町</u> に限る。)、 <u>松浦市</u> 、 <u>対馬市</u> 、 <u>島原市</u> (<u>旧有明町</u> に限る。)、 <u>南島原市</u> (<u>旧加津佐町</u> に限る。)、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県		八代市(<u>旧坂本村</u> 、 <u>旧東陽村</u> に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町	熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、 <u>天草市</u> (<u>旧五和町</u> 、 <u>旧有明町</u> に限る。)、 <u>上天草市</u> (<u>旧松島町</u> に限る。)、宇城市(<u>旧不知火町</u> 、 <u>旧松橋町</u> 、 <u>旧小川町</u> 、 <u>旧豊野町</u> に限る。)、菊池市、玉名市、八代市(<u>旧坂本村</u> 、 <u>旧東陽村</u> 、 <u>旧泉村</u> に限る。)、人吉市、荒尾市、 <u>宇土市</u> 、美里町、あさぎり町、和水町、 <u>氷川町</u> 、玉東町、南関町、 <u>長洲町</u> 、大津町、菊陽町、西原村、御船町、 <u>嘉島町</u> 、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、 <u>水上村</u> 、相良村、 <u>五木村</u> 、山江村、球磨村、 <u>苓北町</u>
大分県		大分市(<u>旧野津原町</u> に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、 <u>竹田市</u> 、 <u>豊後高田市</u> 、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(<u>旧挾間町</u> 、 <u>旧庄内町</u> に限る。)、国東市、姫島村、日出町	大分県	大分市(<u>旧大分市</u> 、 <u>旧佐賀関町</u> に限る。)、 <u>宇佐市</u> (<u>旧宇佐市</u> に限る。)、臼杵市、杵築市(<u>旧杵築市</u> 、 <u>旧大田村</u> に限る。)、国東市、 <u>佐伯市</u> (<u>旧上浦町</u> 、 <u>旧弥生町</u> 、 <u>旧本匠村</u> 、 <u>旧直川村</u> に限る。)、中津市、日田市(<u>旧日田市</u> に限る。)、豊

			後高田市、豊後大野市(旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、美郷町、 <u>高千穂町</u> 、日之影町、	宮崎県	都城市(旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧小林市、旧須木村に限る。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、美郷町、日之影町
鹿児島県	伊佐市、湧水町、	鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町
7 (削る)	(削る)	7 茨城県	神栖市(旧波崎町に限る。)
千葉県	館山市、勝浦市	千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、 <u>小笠原村</u>
神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市	(新規)	(新規)
静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、 <u>牧之原市</u> 、 <u>東伊豆町</u> 、 <u>河津町</u> 、 <u>南伊豆町</u> 、 <u>松崎町</u> 、 <u>清水町</u> 、吉田町	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、 <u>西伊豆町</u> (旧西伊豆町に限る。)
愛知県	豊橋市	(新規)	(新規)
三重県	熊野市、御浜町、紀宝町	三重県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
大阪府	岬町	(新規)	(新規)
和歌山県	和歌山市、御坊市、 <u>田辺市</u> (旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	和歌山県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、 <u>広川町</u> 、美浜町、 <u>日高町</u> 、 <u>由良町</u> 、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市(旧豊田町を除く。)	山口県	下関市(旧下関市に限る。)
徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	松山市、宇和島市、 <u>新居浜市</u> (旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町	愛媛県	宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧瀬戸町、旧三崎町に限る。)、愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、 <u>四万十市</u> 、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、 <u>中土佐町</u> 、大月町	高知県	高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、 <u>馬路村</u> 、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、 <u>三原村</u> 、 <u>黒潮町</u> (旧大方町に限る。)
福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町	福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)
長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、 <u>壹岐市</u> 、五島市、西海市、 <u>雲仙市</u> (旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小值賀町、新上五島町	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。)、長与町、時津町、小值賀町、 <u>佐々町</u> 、新上五島町

	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町		熊本県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。)、芦北町、津奈木町
	大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧宇目町を除く。)		大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町		宮崎県	宮崎市、延岡市(旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。)、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市(旧山之口町、旧高城町に限る。)、小林市(旧野尻町に限る。)、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町		鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市(旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。)、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	東京都	小笠原村	8	(新設)	(新設)
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町		(新設)	(新設)
	沖縄県	全ての市町村		沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。			備考 この表に掲げる区域は、平成27年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
2 関係政令の整備等に関する政令案等について（概要）
3

4 令和元年 9 月 5 日
5 経済産業省、国土交通省
6

7 **I. 背景**

8 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第
9 4 号。以下「改正法」という。）」が令和元年 5 月 10 日に国会において成立し、同年 5 月 17 日
10 に公布された。

11 今般、改正法の施行にあたり、所要の事項を定める必要があることから、建築物のエネルギー
12 消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）をはじめとした関係政省令及び
13 告示の一部改正等を行う。

14 **II. 改正の概要**

15 **i. 政令関係**

16 1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正 **[改正法公布後 6 ヶ
17 月以内施行]**

18 (1) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の区分及び戸数（第 12 条関係）
19 改正法附則第 1 条本文に規定する施行日後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関
20 する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 の政令で定める住
21 宅の区分は、①一戸建ての住宅、②長屋又は共同住宅とする。また、特定建設工事業者
22 の要件である当該事業者が 1 年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数の下限とし
23 て政令で定める数は、①一戸建ての住宅については 300 戸、②長屋又は共同住宅につ
24 いては 1000 戸とする。

25 (2) 請負型規格住宅に係る報告及び立入検査（第 13 条関係）

26 法第 28 条の 4 第 4 項の規定により国土交通大臣が特定建設工事業者に報告させる事項
27 は、新たに建設した請負型規格住宅の戸数並びに請負型規格住宅のエネルギー消費性
28 能及びその向上に関する事項とする。また、同条の規定により、国土交通大臣は、その
29 職員に特定建設工事業者の事務所等に立入検査をさせることとする。

30 (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の対象の拡充に係る容積率の特例の対象となる
31 床面積（第 14 条関係）

32 法第 35 条第 2 項において同条第 1 項の規定を読み替えて適用する場合の同項の政令で
33 定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物の床面積
34 のうち通常の建築物の床面積を越えることとなるものとして国土交通大臣が定めるも
35 の（当該床面積が当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び
36 他の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超える場合においては、当該申請建築物及
37 び他の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1）とする。

1 (4) その他所要の規定の整備を行う。

2 2. その他関係政令において所要の規定の整備を行う。

3

4 **ii. 省令関係**

5 1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5
6 号）の一部改正 **[改正法公布後 6 ヶ月以内施行]**

7 (1) 建築物の建築に関する届出の添付書類に関する事項（第 12 条関係）

8 法第 19 条第 1 項前段の規定により届出をしようとする者が、届出書に添付する書類
9 として付近見取図及び各種計算書等を定める。

10 (2) 建築物の建築に関する届出の期限の短縮に関する事項（新設関係）

11 ① 法第 19 条第 4 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるもの
12 として国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住
13 宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定す
14 る登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（当該建築
15 物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性
16 能を有するものである旨の評価に限る。）とする。

17 ② 法第 19 条第 4 項の規定により、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるもの
18 の結果を記載した書面を提出する場合の届出の期限として国土交通省令で定める日数
19 は 3 日とする。

20 ③ 法第 19 条第 4 項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるもの
21 の結果を記載した書面を提出する場合における添付書類は、付近見取図等とする。

22 (3) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅にかかる措置（新設関係）

23 法第 28 条の 4 第 5 項において準用する法第 17 条第 2 項の立入検査をする職員の身
24 分を示す証明書の様式を定める。

25 (4) 自他供給型熱源機器等の設置に関する事項（新設関係）

26 ① 法第 29 条第 3 項に規定する自他供給型熱源機器等として国土交通省令で定めるも
27 のは、熱源機器及び発電機等とする。

28 ② 法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物に設置しうるエネルギー消費性能に及ぼす
29 影響が少ない熱源機器等として国土交通省令で定めるものは、一の居室のみに係る空
30 気調和設備等を構成する熱源機器等とする。

31 ③ 法第 29 条第 3 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する
32 ことができる国土交通省令で定める事項は、自他供給型熱源機器等から他の建築物に
33 熱又は電気を供給するために必要な導管の配置等とする。

34 (5) その他所要の改正を行う。

35 2. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第
36 1 号）の一部改正

37 (1) 住宅の簡易な建築物エネルギー消費性能基準の追加（第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 12

1 条関係)

- 2 ① 共同住宅の外皮基準の評価方法について、住棟全体（全戸の平均）での評価方法
3 を加え、住棟全体（全戸の平均）での評価方法における外皮基準として以下を定め
4 る。 [改正法公布後 6 ヶ月以内施行] 参考資料 2 P16,17

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(W/m ² ·K)	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	-
冷房期の平均日射熱取得率	-	-	-	-	1.5	1.4	1.3	2.8

- 5 ② 外皮基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、一戸建ての住宅及び共同住
6 宅についてそれぞれ、部位別の外皮面積の割合等を固定値とするモデル住宅（国土交
7 通大臣が外皮性能の算出に用いるべき標準的な住宅として認めたもの）を用いた評価
8 方法を追加する。 [2020. 4. 1 施行予定] 参考資料 2 P12,13,16～18

- 9 ③ 一次エネルギー消費基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、一戸建ての
10 住宅及び共同住宅についてそれぞれ、空調設備の効率等の仕様を固定値とするモデル
11 住宅（国土交通大臣が一次エネルギー消費性能の算出に用いるべき標準的な住宅とし
12 て認めたもの）を用いた評価方法を追加する。 [2020. 4. 1 施行予定]

13 参考資料 2 P12,14,16～18

- 14 ④ 一次エネルギー消費基準の評価方法として、現行の評価方法に加えて、共同住宅に
15 おける設計一次エネルギー消費量等の算出について、共用部分を計算しない評価方法
16 を追加する。 [改正法公布後 6 ヶ月以内施行] 参考資料 2 P16,19

- 17 (2) 8 地域の冷房期の平均日射熱取得率の見直し（第 1 条関係） [2020. 4. 1 施行予定]

18 参考資料 2 P20～24

19 現行の評価方法における 8 地域の冷房期の平均日射熱取得率を「6.7」に見直すことと
20 する。

- 21 (3) 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向
22 上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準の規定（新設関係） 参考資料 2 P1～11
23 法第 28 条の 3 第 1 項に規定する特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅
24 のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を
25 次のとおり定める。 [改正法公布後 6 ヶ月以内施行]

- 26 ① 特定建設工事業者が令和 6 年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第 1 条第
27 1 項第 2 号イに規定する基準（外皮基準）に適合すること。 参考資料 2 P2,5

- 28 ② 特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る設計一次エネル
29 ギー消費量の合計が、次に掲げる当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定
30 建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計を超えないこと。
31 【一戸建ての住宅における特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量】 参考資料 2 P2～4

32 イ. 特定建設工事業者が令和 6 年度以降に新たに建設する一戸建ての住宅（口に掲
33 げる住宅を除く。）

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

1 ロ. 特定建設工事業者が令和 6 年度以降の経済産業大臣及び国土交通大臣が定める
2 年度以降に新たに建設する一戸建ての住宅

3 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_M\} \times 10^{-3}$

4 【長屋又は共同住宅における特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量】

5 **参考資料 2 P5~8**

6 特定建設工事業者が令和 6 年度以降に新たに建設する長屋又は共同住宅

7 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$

8 ※ E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする

9 E_{ST} : 特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (GJ/年)

10 E_{SH} : 第 5 条第 1 項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年)

11 E_{SC} : 第 5 条第 1 項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年)

12 E_{SV} : 第 5 条第 1 項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年)

13 E_{SL} : 第 5 条第 1 項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年)

14 E_{SW} : 第 5 条第 1 項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年)

15 E_M : 第 5 条第 1 項のその他の一次エネルギー消費量 (MJ/年)

16 (4) 地域の気候及び風土に応じた住宅の仕様に関する事項 (附則関係)

17 **参考資料 2 P25,26**

18 ① 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第 1 条第 1 項第 2 号イに適合さ
19 せることが困難であるものの仕様として国土交通大臣が定める仕様を定める。 [改正
20 法公布後 6 ヶ月以内施行]

21 ② 改正法附則第 1 条第 2 号に規定する施行日後の建築物のエネルギー消費性能の向上
22 に関する法律第 27 条第 1 項の規定によりエネルギー消費性能に係る評価及び説明が
23 義務付けられる住宅のうち地域の気候及び風土に応じた住宅について、当分の間、第
24 1 条第 1 項第 2 号イの規定は適用しないこととする。 [改正法公布後 2 年以内施行]

25 (5) その他所要の改正を行う。

26 **iii. 告示関係**

27 1. 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件 (平成 28
28 年国土交通省告示第 265 号) の一部改正 [改正法公布後 6 ヶ月以内施行]

29 (1) エネルギーの量を熱量に換算する係数の合理化

30 **参考資料 2 P29**

31 別表第 1 に規定する「他人から供給された熱」を「他人から供給された熱 (法第 30 条
32 第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物から当該
33 計画に記載された建築物に供給されたものを除く。)」と改める。

34 (2) 最新の外気温等のデータ等を踏まえた地域の区分の見直し

35 **参考資料 2 P27,28**

36 最新の外気温等のデータ及び現状の市町村区分を踏まえ、地域の区分の所要の見直し
37 を行う (別紙参照)。また、地域の区分が見直される市町村については、一定の経過措置
38 を置くこととする。

39 2. 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることができ
40 ある仕様を定める件 (仮称) (新設) [改正法公布後 6 ヶ月以内施行] **参考資料 2 P25,26**

1 (1)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第2条に規定する地域の気候及び風
2 土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条
3 第1項第2号イに適合させることが困難であるものの仕様として国土交通大臣が定める
4 仕様を以下の通り定める。

5 ① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること

6 イ 以下のa又はbのいずれかに該当するもの

7 a 外壁の過半以上が両面を真壁造とした土塗壁であるもの

8 b 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの

9 ロ 以下のa及びbに該当するもの

10 a 外壁について、以下のいずれかの仕様であるもの

11 • 片面を真壁造とした土塗壁であるもの

12 • 片面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの

13 • 過半以上が両面を真壁造とした落とし込み板壁であるもの

14 b 屋根、床、窓について、以下のいずれかの仕様であるもの

15 • 屋根が化粧野地天井であるもの

16 • 床が板張りであるもの

17 • 窓の過半以上が地場製作の木製建具であるもの

18 ハ その他所管行政庁がイ又はロと同等のものとして認めるもの

19 ② 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準
20 等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものの仕様とし
21 て所管行政庁が地域の特性を踏まえた仕様を定める場合は、これに適合するものであ
22 ること

23 (2) その他所要の規定の整備を行う。

25 3. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（平成28年国土交通省告示第 26 609号）の一部改正

27 (1) 近年の閣議決定等を踏まえた内容の追加

28 「第1 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項、1. 意義」
29 に、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）及び第5次エネルギー基本計画（2018
30 年7月閣議決定）等における2030年度のエネルギー消費量の削減量の見通し等に関する
31 内容を追加する。

32 (2) 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次答申）」（平成31
33 年1月31日 社会資本整備審議会）を踏まえた内容の追加等

34 「第1 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項、2. 目標、
35 (1)新築時の建築物エネルギー消費性能基準への適合の確保」の一部について、新築の建
36 築物については、建築物エネルギー消費性能基準の適合の確保に向け、建築物の規模・
37 用途ごとの特性に応じた実効性の高い対策を講じることとする。

38 (3) 改正法を踏まえた内容の追加

「第2 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項、2. 本法に定める建築物のエネルギー消費性能の向上のための措置に関する基本的な考え方」等に、改正法による①建築物エネルギー消費性能基準への適合を要件とする建築物の対象の拡大、②建築物の建築に関する届出の期限の短縮、③建築士への小規模住宅等のエネルギー消費性能に係る評価及び説明の義務付け、④特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置の新設、⑤建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象への複数建築物の連携の取組の追加等に関する内容を追加する。

(4) その他所要の改正を行う。

4. 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）の一部改正

(1) 近年の閣議決定等を踏まえた内容の追加

「1. 都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項、(1)意義」に、地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）における2030年度の温室効果ガス排出量の削減量の中期目標に関する内容を追加する。

(2) 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次答申）」（平成31年1月31日 社会資本整備審議会）を踏まえた内容の追加等

「2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、(2)個別の分野における施策の方向性、⑤建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性」の一部について、新築の建築物については、省エネ基準の適合の確保に向け、建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い対策を講じることとする。

(3) その他所要の改正を行う。

5. その他の関係告示において、所要の規定の整備を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和元年11月中

施行： i. (1. (1)①④、2. (3)、2. (4)①に限る。)、ii. (1.、2. に限る。)

→改正法の公布の日（令和元年5月17日）から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

ii. (2. (1)②③、2. (2)に限る。)

→令和2年4月1日予定

ii. (2. (4)②に限る。)

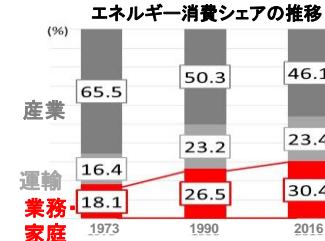
→改正法の公布の日（令和元年5月17日）から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題
 - *我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
 - *本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの
- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠

公布日:2019年5月17日



法律の概要

オフィスビル等に係る措置の強化

法公布後2年内施行

建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

- 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大(延べ面積の下限を2000m²から300m²に見直すことを想定)

複数の建築物の連携による取組の促進

法公布後6ヶ月以内施行

複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進

- 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))

*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和

オフィスビル等

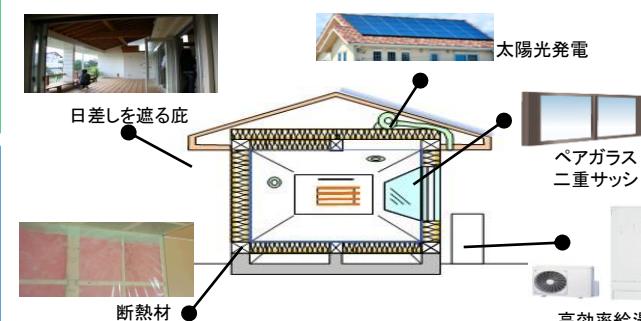
マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化

法公布後6ヶ月以内施行

監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底

- 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化

[省エネ性能向上のための措置例]



マンション等

戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け

法公布後2年内施行

設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進

- 小規模(延べ面積300m²未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進

戸建住宅等

大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開

法公布後6ヶ月以内施行

大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底

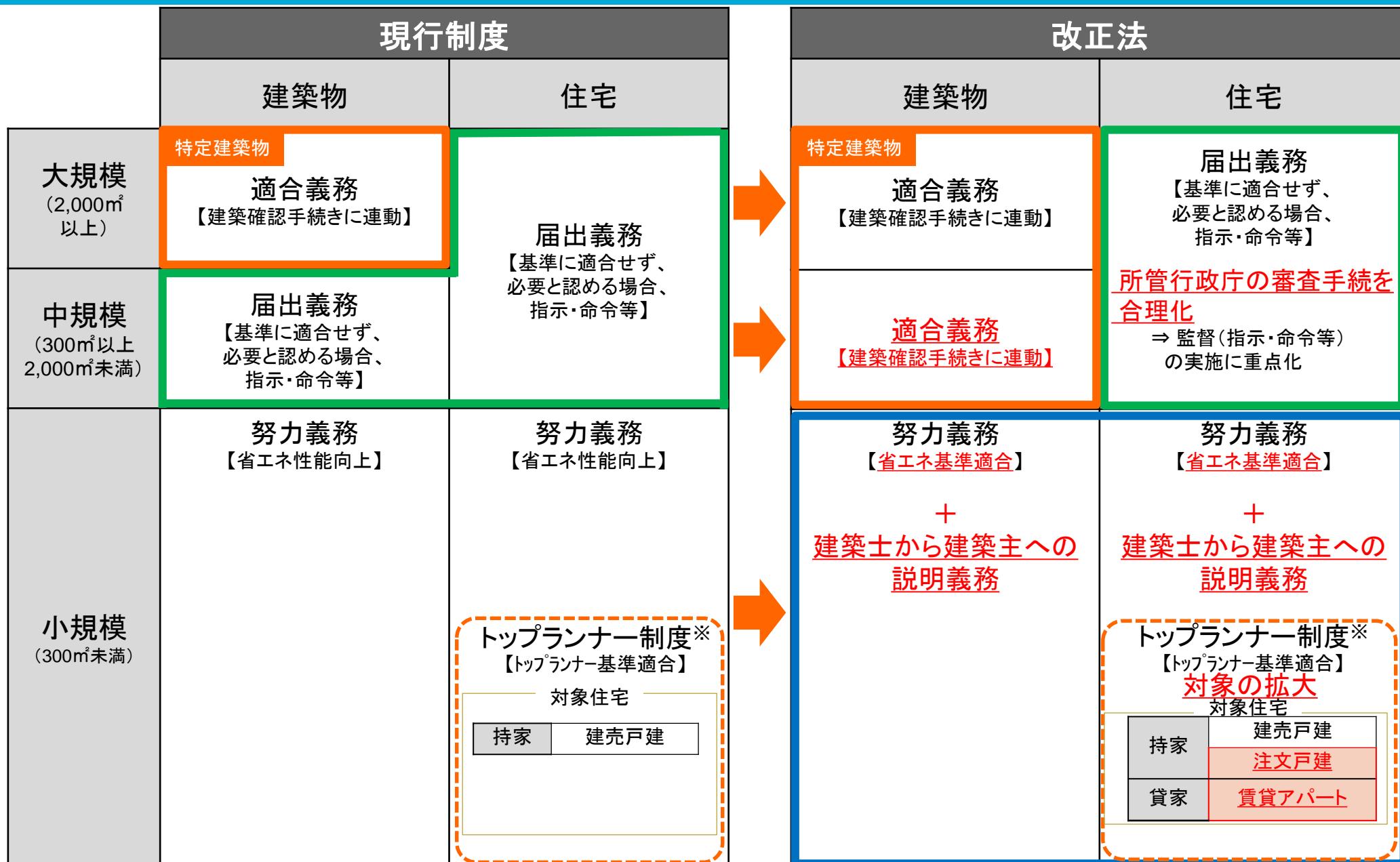
- 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

<その他> ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

法公布後2年内施行

等

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)



*大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

法律の審議経過と今後の施行予定等

審議経過

2019年2月15日：閣議決定
4月23日：衆議院において全会一致で可決
5月10日：参議院において全会一致で可決・成立

2019年5月17日：法律の公布

概要周知・施行に向けた準備等

- 概要説明会の開催等
- 省エネ基準等の検討・公布
※省エネ小委員会建築物省エネ基準等WG・社会资本整備審議会建築物省エネ基準等小委員会合同会議で審議
※注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準の制定のほか、法公布後2年以内施行に係る基準等の見直し（基準の簡素化・合理化）も実施
- 政省令・告示の検討・公布

2019年11月予定：法公布後6ヶ月以内施行

- 複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加
- マンション等に係る届出義務制度の審査手続の合理化
- 注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加

詳細周知・施行に向けた準備等

- 詳細説明会の開催等
- 政省令・告示の検討・公布

2021年4月予定：法公布後2年以内施行

- 中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加
- 戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設
- 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

施行スケジュール

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ
及び 社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会 合同会議(第12回) 資料2-2に一部追記

建築物エネルギー消費性能基準等に係る概要 について

現状・課題

前回から一部修正

現 状

○ 建売戸建住宅について以下のとおり、目標年度・水準を設定。

【目標年度】2020年度

【水準】
（外皮基準）：各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合
（一次エネ基準）：各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準▲15%に適合

課 題

- ① 改正建築物省エネ法により注文戸建住宅や賃貸アパートが住宅トップランナー制度の対象に追加されたことに伴い、注文戸建住宅・賃貸アパートのそれぞれについて、トップランナー基準の目標年度・水準を設定することが必要。
- ② 建売戸建住宅について、現行のトップランナー基準への達成状況を踏まえ、目標年度・水準の改正を検討することが必要。

対応案

- 住宅トップランナー制度の実施に当たっては、供給戸数が新築住宅の中で大きな比重を占めている注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う住宅事業者全体が省エネ性能の向上に取り組むことを通じて新築住宅全体の省エネ性能の向上を図ることが重要である。
- このため、その目標年度・水準の設定に当たっては、特に注文戸建住宅等の多様性に鑑み、目標水準を達成するために省エネ性能の向上に向けた取組が必要な住宅事業者等の課題を把握した上で、
 - ・住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能の実態
 - ・一般的に普及している設備の使用により達成可能な水準であること等を総合的に勘案して設定する。
- 今後、水準の見直しに当たっては、目標水準を達成できていない住宅事業者の課題を把握した上で、上記と同様の観点を踏まえて行うものとする。

対応案

- 注文戸建住宅に係る基準は、目指す水準として、

①目標年度 2024年度以降

②水準 (外皮基準) 各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合

(一次エネ基準) 各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準※に比べて25%削減

とする。ただし、当面の一次エネ基準としては、各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準※に比べて20%削減とする。

※ その他一次エネルギー消費量を除く

- 床暖房を採用した住宅の普及状況を踏まえ、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取扱等の見直しを行った上で、住宅事業者の供給する注文戸建住宅の省エネ性能の実態を踏まえて、当面の水準から目指す水準への移行について判断を行うものとする。
- 注文戸建住宅の省エネ性能については、建築主の意向が大きくはたらくことから、住宅トップランナーモードに基づく勧告・命令に当たっては、これらの事情を踏まえて判断することとする。

<参考>

- ・ 対象とする住宅事業者の年間供給戸数に係る要件は、注文戸建住宅の供給戸数の概ね半分がカバーされる程度の水準として、年間300戸以上供給する住宅事業者を対象とする予定。
- ・ 目標水準を達成するために省エネ性能の向上に向けた取組が必要な住宅事業者を主な対象として行った聞き取りにおいては、以下のような意見があった。
 - － 高い水準を設定することはよいこと。水準に合わせて対応を検討する。コストの問題というよりは企業のスタンスの問題である。
 - － 仕様を工夫すれば25%削減も達成可能。断熱材の材質を変えることにより外皮性能を向上させることが考えられる。
 - － 床暖房を標準仕様としているため20%削減でも厳しい目標。エアコンやLED照明をあらかじめ標準仕様とすること等を検討しているが、コストが課題となる。
 - － 低価格の住宅を求める顧客をターゲットとしており、床暖房を採用しているシリーズもある。省エネ性能の向上は優先されないのが現実。
 - － 床暖房を設置する場合、20%削減がぎりぎりの水準。
- ・ 一次エネ基準について、目指す水準を満たしている住宅事業者は約40%(=27社/68社)。当面の水準を満たしている住宅事業者は約71%(=48社/68社)
- ・ 外皮基準について、水準を満たしている住宅事業者は、約85%(=58社/68社)
- ・ 床暖房を採用した住宅において、一定の外皮性能を有し、高効率給湯器、節湯器具、高効率照明を導入した仕様で20%削減を達成可能。

大手事業者の注文戸建住宅の省エネ性能(BEI)

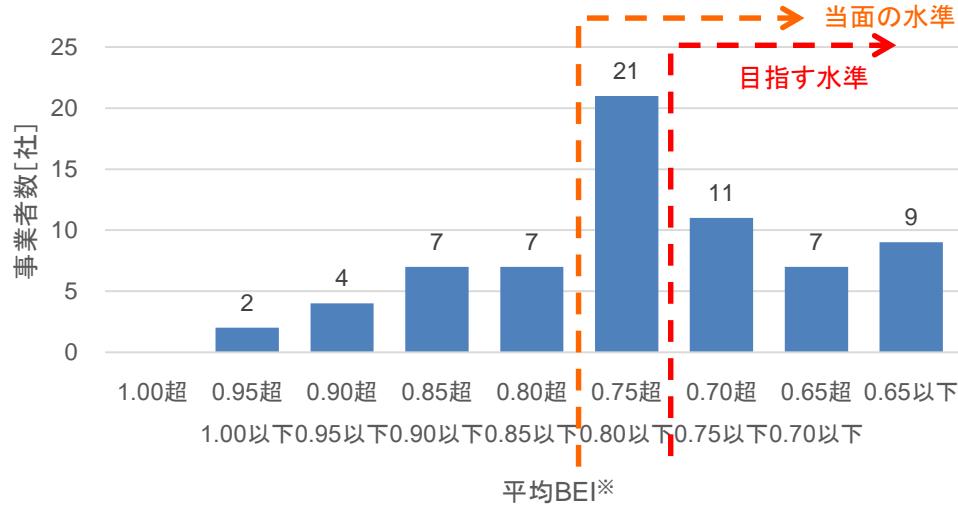
参考資料0 P3,L27～P4,L3 参照

確報値(回答状況:68社/90社)

当面の水準
↑
目指す水準

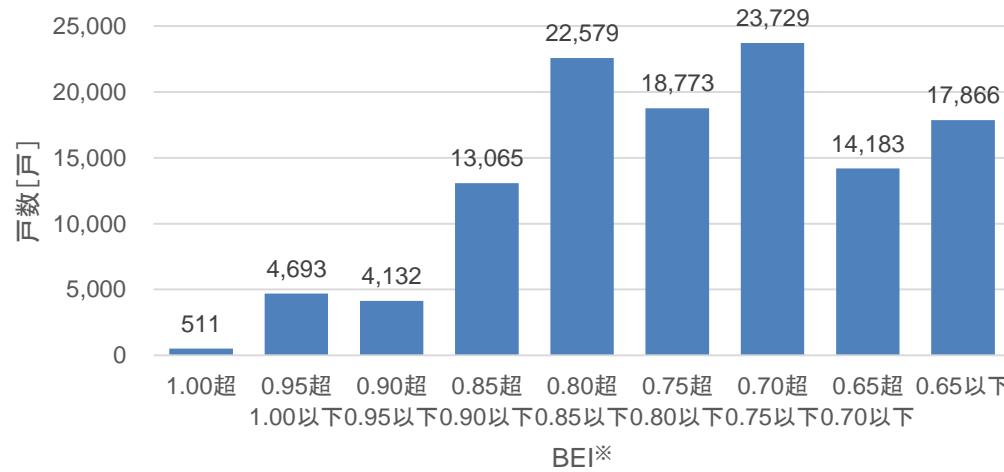
BEI※の分布状況(事業者ベース)

平均BEI※	年間新築戸数の平均が左欄の基準に適合している事業者数		累計事業者数	
	[社]	[%]	[社]	[%]
0.65以下	9	13.2%	9	13.2%
0.65超 0.70以下	7	10.3%	16	23.5%
0.70超 0.75以下	11	16.2%	27	39.7%
0.75超 0.80以下	21	30.9%	48	70.6%
0.80超 0.85以下	7	10.3%	55	80.9%
0.85超 0.90以下	7	10.3%	62	91.2%
0.90超 0.95以下	4	5.9%	66	97.1%
0.95超 1.00以下	2	2.9%	68	100.0%
1.00超	0	0.0%	68	100.0%
計	68			



BEI※の分布状況(戸数ベース)

BEI※	年間新築戸数		累計戸数	
	[戸]	[%]	[戸]	[%]
0.65以下	17,866	14.9%	17,866	14.9%
0.65超 0.70以下	14,183	11.9%	32,049	26.8%
0.70超 0.75以下	23,729	19.9%	55,778	46.7%
0.75超 0.80以下	18,773	15.7%	74,551	62.4%
0.80超 0.85以下	22,579	18.9%	97,130	81.3%
0.85超 0.90以下	13,065	10.9%	110,195	92.2%
0.90超 0.95以下	4,132	3.5%	114,327	95.6%
0.95超 1.00以下	4,693	3.9%	119,020	99.6%
1.00超	511	0.4%	119,531	100.0%
計	119,531			



※太陽光発電設備を設置していない場合の数値

住宅トップランナーリストの対象となり得る住宅事業者に対する新築注文戸建住宅の省エネ性能に係る調査の結果より作成

調査対象: ZEHビルダー登録事業者のうち平成28年度における新築注文戸建住宅の供給戸数が250戸以上の事業者(90社)

回答状況: 68社/90社

調査内容: 事業者が一年間(平成29年度又は平成30年度)に新築した注文戸建住宅の住宅タイプごとの地域区分別の供給戸数と省エネ性能(UA値とBEI)

(参考)BEI=設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)/基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)

■試算条件

○建物モデル 2階建て木造住宅

主たる居室	その他の居室	非居室	床面積計
34.82m ²	40.83m ²	44.43m ²	120.08m ²
29%	34%	37%	100%

○建物モデルと外皮及び設備の基本仕様の考え方

試算に用いた建物モデルの主たる居室等の床面積割合と基本仕様の外皮及び設備仕様は、トップランナー制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築注文戸建住宅の省エネ性能に係る調査の結果において、今回の水準案を達成していない住宅事業者が採用している仕様を参考として設定。

■試算結果

仕様	外皮性能			設備仕様					BEI
	U _A 値	η _{AC} 値	η _{AH} 値	暖房	冷房	換気	照明	給湯	
基本仕様	0.83	1.6	2.6	ガス温水 床暖房	AC(い)	壁付け式 第3種 SFP0.1	設置なし	ガス潜熱 回収型	1.01
設備 見直し仕様	0.83	1.6	2.6	ガス温水 床暖房	AC(い)	壁付け式 第3種 SFP0.1	全てLED	ガス潜熱 回収型 (節湯水栓等)	0.84
設備+外皮 見直し仕様	0.68	1.5	2.4	ガス温水 床暖房	AC(い)	壁付け式 第3種 SFP0.1	全てLED	ガス潜熱 回収型 (節湯水栓等)	0.79

(基本仕様) 給湯器効率は91%、配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし

(設備見直し仕様) 照明をすべてLED、すべての水栓を節湯水栓(台所水栓:手元止水機能、水優先吐水機能、浴室シャワー水栓:手元止水機能、小流量吐水機能、洗面水栓:水優先吐水機能)及び高断熱浴槽への変更

(設備+外皮見直し仕様) 設備見直し仕様から屋根・天井の断熱材の厚み及び外壁の断熱材の種類、窓のサッシの仕様(アルミ製からアルミ樹脂複合製)を変更

対応案

- 賃貸アパートに係る基準を以下の通り設定する。

①目標年度 2024年度以降

②水準 (外皮基準) 各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合

(一次エネ基準) 各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準※に比べて10%削減

※その他一次エネルギー消費量を除く

- 賃貸アパートの省エネ性能については、建築主の意向が大きくはたらくことから、住宅トップランナー制度に基づく勧告・命令に当たっては、これらの事情を踏まえて判断することとする。

<参考>

- ・ 対象とする住宅事業者の年間供給戸数に係る要件は、賃貸アパートの供給戸数の概ね半分がカバーされる程度の水準として、年間1,000戸以上供給する住宅事業者を対象とする予定。
- ・ 目標水準を達成するために省エネ性能の向上に向けた取組が必要な住宅事業者を主な対象として行った聞き取りにおいては、以下のような意見があった。
 - － 10%削減は頑張れば達成できる目標。エアコンやLED照明を標準設備とすることも考えられるが、オーナー次第。賃貸市場で省エネ性能が評価されるようになれば、自ずと性能は上がってくる。
 - － 10%削減は直ちに達成することは難しいが、会社としては取り組む必要がある。断熱材の材質を変えることや、給湯器を高い性能のものに切り替えるなどの対応が考えられるが、コストがネック。
 - － 10%削減するためには、給湯器の性能を上げる対策が考えられる。冷暖房設備や照明設備が設置なしというパターンが標準的であるため、省エネ対策としてエアコンやLED照明を設置することも考えられるが、オーナーの意向による。入居者が高い省エネ性能の住宅を選択するような取組をして欲しい。
- ・ 一次エネ基準について、水準を満たしている住宅事業者は、約47%(=8社/17社)
- ・ 外皮基準について、水準を満たしている住宅事業者は、約71%(=12社/17社)
- ・ 外皮基準を満たし、高効率給湯器を導入した仕様で10%削減を達成可能。

大手事業者の賃貸アパートの省エネ性能(BEI)

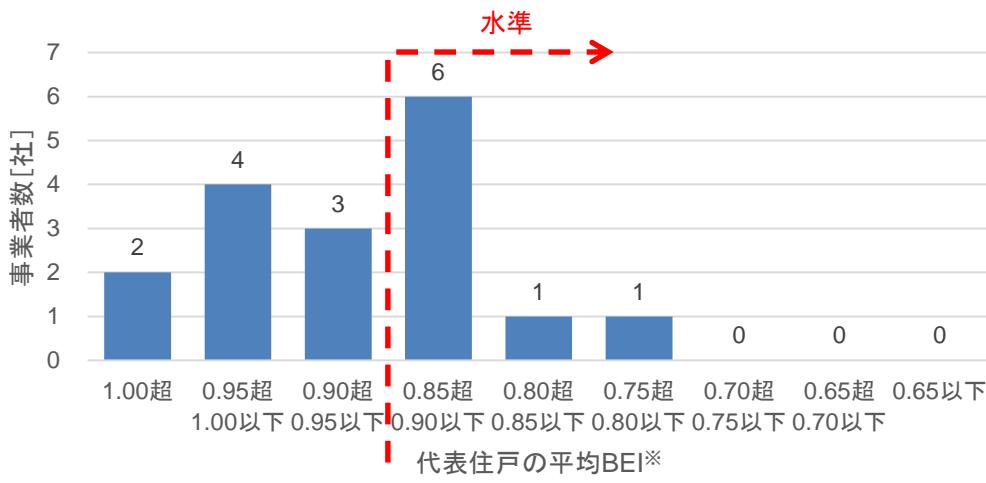
参考資料① P3,L27,28
P4,L4~7 参照

確報値(回答状況:17社/22社)

水準

BEI*(代表住戸)の分布状況(事業者ベース)

代表住戸の平均BEI*	年間で新築した賃貸アパートの代表住戸の平均が左欄の基準に適合している事業者数		累計事業者数	
	[社]	[%]	[社]	[%]
0.65以下	0	0.0%	0	0.0%
0.65超 0.70以下	0	0.0%	0	0.0%
0.70超 0.75以下	0	0.0%	0	0.0%
0.75超 0.80以下	1	5.9%	1	5.9%
0.80超 0.85以下	1	5.9%	2	11.8%
0.85超 0.90以下	6	35.3%	8	47.1%
0.90超 0.95以下	3	17.6%	11	64.7%
0.95超 1.00以下	4	23.5%	15	88.2%
1.00超	2	11.8%	17	100.0%
計	17			



*代表住戸(住棟の一次エネルギー消費性能の最も低い住戸)の太陽光発電設備を設置していない場合の数値

住宅トップランナーアイデア制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築賃貸アパートの省エネ性能に係る調査の結果より作成

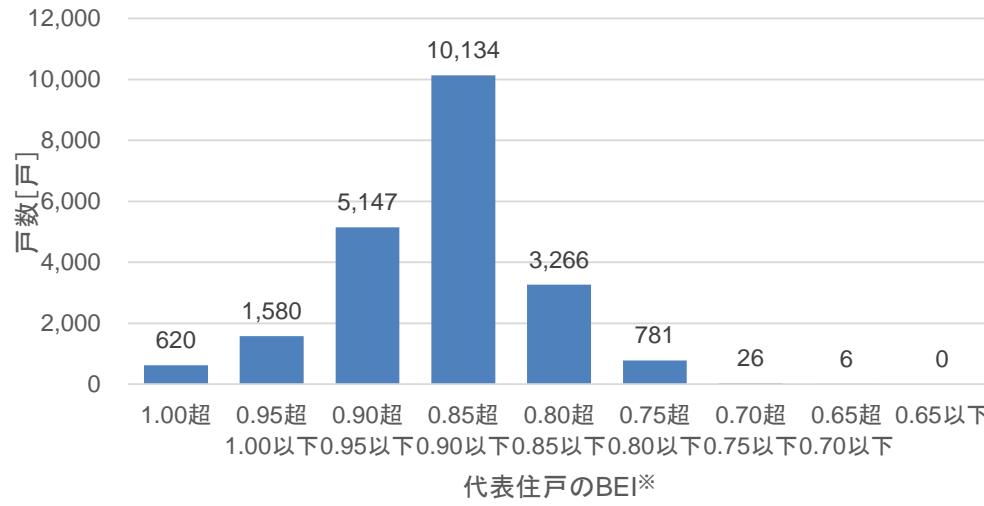
調査対象:(株)住宅産業研究所発行資料(平成28年度)及び全国賃貸住宅新聞(平成29年度)から新築賃貸アパートの供給戸数が900戸以上の事業者(22社)

回答状況:17社/22社

調査内容:事業者が一年間(平成29年度又は平成30年度)に新築した賃貸アパートの住宅タイプごとの地域区分別の供給戸数と省エネ性能(代表住戸のUA値とBEI)

BEI*(代表住戸)の分布状況(戸数ベース)

代表住戸のBEI*	年間で新築した賃貸アパートの代表住戸(1戸/棟)の数		累積戸数(1戸/棟)	
	[戸]	[%]	[戸]	[%]
0.65以下	0	0.0%	0	0.0%
0.65超 0.70以下	6	0.0%	6	0.0%
0.70超 0.75以下	26	0.1%	32	0.1%
0.75超 0.80以下	781	3.6%	813	3.8%
0.80超 0.85以下	3,266	15.1%	4,079	18.9%
0.85超 0.90以下	10,134	47.0%	14,213	65.9%
0.90超 0.95以下	5,147	23.9%	19,360	89.8%
0.95超 1.00以下	1,580	7.3%	20,940	97.1%
1.00超	620	2.9%	21,560	100.0%
計	21,560			



■試算条件

○建物モデル 3階建て×3戸の木造共同住宅(基準策定モデル)

主たる居室	その他の居室	非居室	床面積計
24.23m ²	29.75m ²	16.02m ²	70.00m ²
U _A 値	η _{AC} 値	η _{AH} 値	
35%	42%	23%	100%

○建物モデルと外皮及び設備の基本仕様の設定の考え方

試算に用いた基本仕様の外皮及び設備仕様は、トップランナー制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築賃貸アパートの省エネ性能に係る調査の結果において、今回の水準案を達成していない住宅事業者が採用している代表住戸※の仕様を参考として設定。

※代表住戸：住棟の外皮性能及び一次エネルギー消費性能の最も低い住戸

■試算結果

仕様	外皮性能			設備仕様					BEI
	U _A 値	η _{AC} 値	η _{AH} 値	暖房	冷房	換気	照明	給湯	
基本仕様	0.63	1.1	1.8	設置なし	設置なし	壁付け式 第3種 SFP0.3	設置なし	評価しない	0.97
設備見直し仕様①	0.63	1.1	1.8	設置なし	設置なし	壁付け式 第3種 SFP0.3	設置なし	ガス潜熱回収型	0.89
設備見直し仕様②	0.63	1.1	1.8	設置なし	設置なし	壁付け式 第3種 SFP0.3	設置なし	電気HP式	0.88

(基本仕様) ガス給湯器効率は70.4%(配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし)

(設備見直し仕様①) 給湯器効率をガス潜熱回収型給湯器相当の91%へ変更(配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし)

(設備見直し仕様②) 給湯を電気ヒートポンプ給湯器(3.0)へ変更(配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし)

前回から追加

■試算条件

○建物モデル 3階建て×3戸のS造共同住宅

主たる居室	その他の居室	非居室	床面積計
21.12m ²	0.00m ²	5.61m ²	26.73m ²
79%	0%	21%	100%

○建物モデルと外皮及び設備の基本仕様の考え方

試算に用いた建物モデルの主たる居室等の床面積割合と基本仕様の外皮及び設備仕様は、トップランナー制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築賃貸アパートの省エネ性能に係る調査の結果において、今回の水準案を達成していない住宅事業者が採用している代表住戸※の仕様を参考として設定。

※代表住戸：住棟の外皮性能及び一次エネルギー消費性能の最も低い住戸

■試算結果

仕様	外皮性能			設備仕様					BEI
	U _A 値	η _{AC} 値	η _{AH} 値	暖房	冷房	換気	照明	給湯	
基本仕様	0.79	1.1	1.6	AC(い)	AC(い)	壁付け式 第3種 SFP0.3	設置なし	評価しない	0.96
設備見直し仕様	0.79	1.1	1.6	AC(い)	AC(い)	壁付け式 第3種 SFP0.3	設置なし	ガス潜熱 回収型	0.89

(基本仕様) ガス給湯器効率は70.4%(配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし)

(設備見直し仕様①) 給湯器効率をガス潜熱回収型給湯器相当の91%へ変更(配管はヘッダー方式かつ節湯水栓なし)

対応案

○建売戸建住宅に係る基準は、現行の目標年度・水準のまま据え置くこととする。

①目標年度 2020年度以降

②水準 (外皮基準) 各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合

(一次エネ基準) 各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準※に比べて15%削減

※ その他一次エネルギー消費量を除く

<参考>

- ・ 対象は年間150戸以上供給する住宅事業者。
- ・ 一次エネ基準について、水準を満たしている住宅事業者は、約37%(=18社/49社)
- ・ 外皮基準について、水準を満たしている住宅事業者は、約61%(=30社/49社)

大手事業者の建売戸建住宅の省エネ性能(BEI)

改正事項等なし

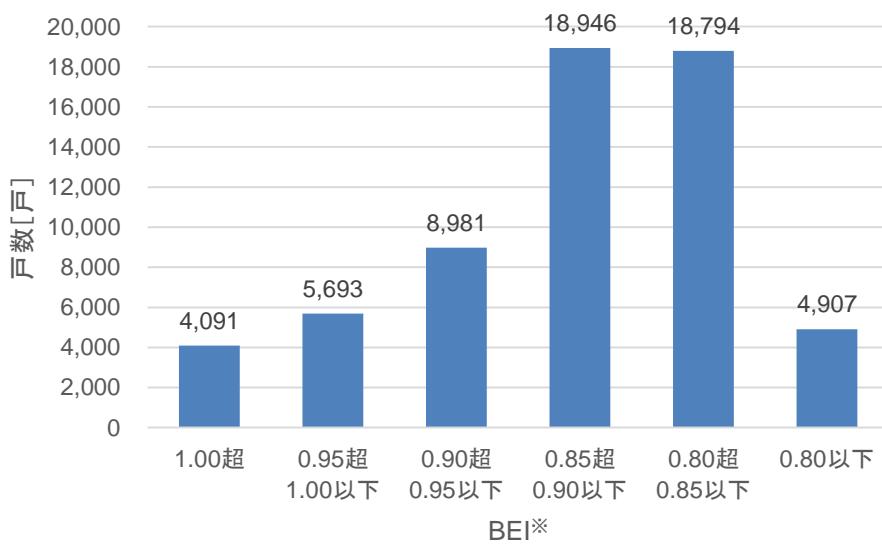
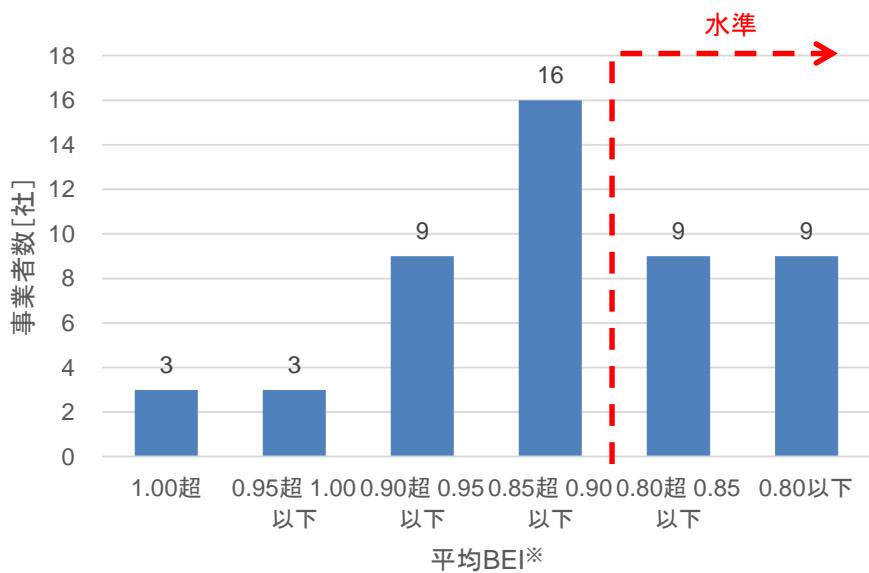
確報値(回答状況:49社/49社)

BEI※の分布状況(事業者ベース)

平均BEI※	年間新築戸数の平均が左欄の基準に適合している事業者数		累計事業者数	
	[社]	[%]	[社]	[%]
0.80以下	9	18.4%	9	18.4%
0.80超 0.85以下	9	18.4%	18	36.7%
0.85超 0.90以下	16	32.7%	34	69.4%
0.90超 0.95以下	9	18.4%	43	87.8%
0.95超 1.00以下	3	6.1%	46	93.9%
1.00超	3	6.1%	49	100.0%
計	49			

BEI※の分布状況(戸数ベース)

BEI※	年間新築戸数		累計戸数	
	[戸]	[%]	[戸]	[%]
0.80以下	4,907	8.0%	4,907	8.0%
0.80超 0.85以下	18,794	30.6%	23,701	38.6%
0.85超 0.90以下	18,946	30.9%	42,647	69.4%
0.90超 0.95以下	8,981	14.6%	51,628	84.1%
0.95超 1.00以下	5,693	9.3%	57,321	93.3%
1.00超	4,091	6.7%	61,412	100.0%
計	61,412			



※太陽光発電設備を設置していない場合の数値

確報値

注文戸建住宅

	地域別省エネ基準(U _A 値)適合率			
	年間新築戸数のすべてが省エネ基準に適合している事業者数		省エネ基準に適合している年間新築戸数	
	社	%	戸	%
1地域	10	91%	886	99%
2地域	15	83%	2,483	99%
3地域	22	76%	3,496	88%
4地域	41	93%	9,837	98%
5地域	52	96%	31,745	99%
6地域	59	95%	65,542	99%
7地域	28	97%	3,799	98%
8地域	(外皮基準 適用対象外)			
1~7地域	58	85%	117,788	99%

建売戸建住宅

	地域別省エネ基準(U _A 値)適合率			
	年間新築戸数のすべてが省エネ基準に適合している事業者数		省エネ基準に適合している年間新築戸数	
	社	%	戸	%
1地域	-	-	-	-
2地域	3	60%	98	82%
3地域	3	38%	370	70%
4地域	11	52%	3,129	86%
5地域	33	83%	18,984	89%
6地域	28	65%	27,990	81%
7地域	9	69%	566	63%
8地域	(外皮基準 適用対象外)			
1~7地域	30	61%	51,473	84%

賃貸アパート

	地域別省エネ基準(代表住戸のU _A 値)適合率			
	年間新築戸数のすべてが省エネ基準に適合している事業者数		省エネ基準に適合している年間新築戸数	
	社	%	戸	%
1地域	1	100%	88	100%
2地域	6	75%	1,158	58%
3地域	6	86%	5,659	96%
4地域	14	100%	13,127	100%
5地域	13	93%	38,243	100%
6地域	14	88%	97,919	99%
7地域	10	91%	1,336	88%
8地域	(外皮基準 適用対象外)			
1~7地域	12	71%	157,530	99%

※代表住戸：住棟の外皮性能の最も低い住戸

(参考)地域別における省エネ基準U_A値

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
U _A 値 [W/m ² K]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

(注文戸建住宅)

トップランナー制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築注文戸建住宅の省エネ性能に係る調査の結果より作成

(賃貸アパート)

トップランナー制度の対象となり得る住宅事業者に対する新築賃貸アパートの省エネ性能に係る調査の結果より作成

(建売戸建住宅)

法第28条第4項に基づくトップランナー制度の対象となる住宅事業建築主からの平成29年度に供給した建売戸建住宅に係る報告結果より作成

前回から一部修正

現状・課題

現 状

- 現状の外皮性能及び一次エネルギー消費性能の計算においては、次の①及び②の作業が必要となる。
 - ①外皮性能：部位別の外皮面積の把握、外皮の断面構成要素（内装下地材等の面材、断熱材、空気層等）の熱抵抗値（厚さ、熱伝導率）等の把握、入力
 - ②一次エネルギー消費性能：設置する設備（暖冷房・換気・給湯・照明）の性能値等の把握、入力

課 題

- 改正建築物省エネ法による説明義務制度の創設に伴い、戸建住宅・小規模建築物についても省エネ性能の評価が必要となり、これらの生産を担っている中小工務店等を念頭に、簡易に省エネ基準への適否が判断出来るよう、断熱材、窓、設備の仕様のみの情報で計算できる簡易な手法を構築することが必要。

対応案

- 現行の評価方法に加えて以下の評価方法を追加する。

①外皮性能について

一定のモデルに基づき部位別の外皮面積の割合を固定値とするとともに、断熱材以外の断面構成要素（内装下地材等の面材、空気層等）の熱抵抗値等について固定値とすることで、断熱材や窓の仕様のみの情報で外皮基準への適否を判断できる手法を構築。

②一次エネルギー消費性能について

空調設備の効率等の詳細な仕様を固定値とすることで、空調設備の種類など簡易な情報のみで一次エネルギー消費基準への適否を判断できる手法を構築。

※固定値については、現行の評価方法と比較して安全側となるよう（性能が低く出るよう）に設定。

- 戸建住宅については、これらをWEBプログラムに入力する方法だけではなく、手計算で対応できるよう計算シートを作成する。
- また、これをもとに、業界団体と連携し、省エネ基準に適合する具体的な建材の組合せを例示し、設計者がその中から建材を選択することにより省エネ基準に適合する仕様を決定できる仕組についても検討する。

前回から一部修正

対応案

- 地域区分(1地域～8地域)、構造(W造、S造、RC造)、断熱工法(床断熱、基礎断熱)等に応じて簡易計算シートを作成。
- 市場に流通している戸建住宅の形態を踏まえ、部位別の面積割合について安全側となる固定値を設定。
- 外壁、窓等の部位ごとの熱貫流率等を断熱材及び窓のカタログから転記した上で、簡易な四則演算により外皮基準への適合を判断。
- 一定の条件下においては、詳細計算で不適合のものであっても簡易計算で適合となる可能性があることから、簡易計算の適用条件を設定することも検討。

簡易計算シートのイメージ

～6地域、W造、床断熱の例～

簡易版外皮平均熱貫流率 U_A 値

部位	係数
屋根・天井	0.192
外壁	0.463
床	浴室
	その他
窓	0.119
ドア	0.125
	0.014

熱貫流率U	=	結果	(1)
	=		(2)
	=	-	(3)
	=		(4)
	=		(5)
	=		(6)

土間床等の外周部	玄関等	0.024
	浴室	0.021
	その他	-

線熱貫流率ψ	=	結果	(7)
	=		(8)
	=	-	(9)

簡易版外皮平均熱貫流率[W/(m²·K)]

(1)～(9)の合計 =

基準値:0.87 [W/(m²·K)]

冷房期の簡易版平均日射熱取得率 η_{AC} 値

部位	係数
屋根・天井	0.650
外壁	0.719
ドア	0.020

熱貫流率U	=	結果	(10)
	=		(11)
	=		(12)

窓	5.101	×	結果	(13)
		=		

冷房期の簡易版平均日射熱取得率[-] (10)～(13)の合計 =

基準値:2.8 [-]

【凡例】 □: 固定値 ■: カタログから転記

簡易版外皮平均熱貫流率(U_A 値)及び冷房期の簡易版平均日射熱取得率(η_{AC} 値)が基準値以下の場合、省エネ基準(外皮性能)適合

前回から一部修正

対応案

- 地域区分(1地域～8地域)、暖房方式(連続運転、間歇運転)に応じて簡易計算シートを作成。
- 市場に流通している各種設備の性能を踏まえ、一次エネルギー消費量に応じたポイント数について、安全側となる固定値を設定。
- 外皮計算から得られた外皮性能(U_A 値、 η 値)及び設置する各種設備に対応したポイント数を合計し、一次エネ基準への適否を判断。

簡易計算シートのイメージ～6地域、連続暖房(ルームエアコン)の例～

暖房設備

簡易版外皮平均熱貫流率 U_A 値		暖房期の簡易版日射熱取得率 η_{AH} 値	ポイント数
<input checked="" type="checkbox"/> 0.60 < U_A 値 ≤ 0.87		<input type="checkbox"/> 2.0 ≤ η_{AH} 値 < 3.0	...
		<input checked="" type="checkbox"/> 3.0 ≤ η_{AH} 値 < 4.0	○○
		<input type="checkbox"/> 4.0 ≤ η_{AH} 値 < 5.0	...
		<input type="checkbox"/> 5.0 ≤ η_{AH} 値	...
		<input type="checkbox"/> 2.0 ≤ η_{AH} 値 < 3.0	...
<input type="checkbox"/> 0.87 < U_A 値 ≤ 1.54		<input type="checkbox"/> 3.0 ≤ η_{AH} 値 < 4.0	...
		<input type="checkbox"/> 4.0 ≤ η_{AH} 値 < 5.0	...
		<input type="checkbox"/> 5.0 ≤ η_{AH} 値	...
		<input type="checkbox"/> 2.0 ≤ η_{AH} 値 < 3.0	...
		<input type="checkbox"/> 3.0 ≤ η_{AH} 値 < 4.0	...

冷房設備

簡易版外皮平均熱貫流率 U_A 値		冷房期の簡易版日射熱取得率 η_{AC} 値	ポイント数
<input checked="" type="checkbox"/> 0.60 < U_A 値 ≤ 0.87		<input type="checkbox"/> η_{AC} 値 ≤ 1.0	...
		<input type="checkbox"/> 1.0 < η_{AC} 値 ≤ 2.0	...
		<input checked="" type="checkbox"/> 2.0 < η_{AC} 値 ≤ 3.0	○○
		<input type="checkbox"/> 3.0 < η_{AC} 値 ≤ 4.0	...
		<input type="checkbox"/> η_{AC} 值 ≤ 1.0	...
<input type="checkbox"/> 0.87 < U_A 値 ≤ 1.54		<input type="checkbox"/> 1.0 < η_{AC} 値 ≤ 2.0	...
		<input type="checkbox"/> 2.0 < η_{AC} 値 ≤ 3.0	...
		<input type="checkbox"/> 3.0 < η_{AC} 値 ≤ 4.0	...
		<input type="checkbox"/> η_{AC} 值 ≤ 1.0	...
		<input type="checkbox"/> 1.0 < η_{AC} 値 ≤ 2.0	...

暖房設備

○○

冷房設備

○○

換気設備

△△

給湯設備

●●

照明設備

■■

【凡例】 : 固定値 : 設置する設備に応じて選択

$$\text{暖房設備} + \text{冷房設備} + \text{換気設備} + \text{給湯設備} + \text{照明設備} = \text{合計} \leq 100$$

ポイント数の合計が100以下の場合、
省エネ基準(一次エネ消費性能)適合

照明設備(全居室)

設備の仕様		ポイント数
<input checked="" type="checkbox"/>	全ての機器でLEDを使用	△△
<input type="checkbox"/>	全ての機器で白熱灯以外を使用	...
<input type="checkbox"/>	照明設備を設置していない	...

換気設備

設備の仕様		ポイント数
<input type="checkbox"/>	ダクト式 第一種換気設備	...
<input type="checkbox"/>	ダクト式 第二種又は第三種換気	...
<input type="checkbox"/>	壁付け式 第一種換気設備	...
<input checked="" type="checkbox"/>	壁付け式 第二種又は第三種換気設備	●●

給湯設備

設備の仕様	節湯機器の有無	ポイント数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> -	...
<input checked="" type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	■■
<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	...
<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	...
<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ・ガス併用型給湯器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	...

小規模建築物を対象とした省エネ性能の簡易評価方法

改正事項等なし

対応案

- 本評価方法は、基本的な計算方法はモデル建物法と同様としつつ、さらに入力項目数の削減を図るもの。
- 適用規模は、説明義務制度の対象となる300m²未満とする。
 - ・ モデル建物法のうち、小規模建築物では建物全体のエネルギー消費量に影響が小さいと考えられる項目については、デフォルト化することにより、入力項目を大幅に削減（入力項目数 約90 → 約30）
 - ・ 入力項目は、外皮、各設備の主な仕様のみ入力
 - ・ 入力項目を限定していることを踏まえ、計算結果が安全側になるように設定

評価方法のイメージ(モデル建物法との比較)

本評価方法



入力情報(例)

【外壁】

- ・主たる熱貫流率

【空調熱源】

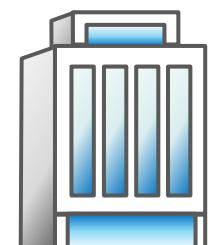
- ・主たる熱源機種



BEI_{小規模}

$\frac{\text{モデル建物法による設計値}}{\text{モデル建物法による基準値}}$

モデル建物法



入力情報(例)

【外壁】

(全ての断熱材が対象)

- ・熱貫流率
- ・方位
- ・面積

【空調熱源】

(全ての空調熱源が対象)

- ・熱源機種
- ・台数
- ・定格能力、定格消費電力
定格燃料消費量



BEI_m

$\frac{\text{モデル建物法による設計値}}{\text{モデル建物法による基準値}}$

現状・課題

現 状

- 平成27年度以前は、外皮基準・一次エネ基準ともに住戸評価であったが、建築物省エネ法に基づく省エネ基準の制定時において、一次エネ基準については住棟評価を導入している。
- 省エネ性能の評価方法としては、外皮基準は全住戸、一次エネ基準は全住戸と共用部分について、個別に計算を行うこととしている。

〈平成27年度以前〉

	外皮基準	一次エネ基準
評価対象	住戸ごと評価	住戸ごと評価
基準値※1 (外皮平均熱貫流率(U_A 値) [W/m ² K])	0.87以下(6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸で満たす水準	0.87以下(6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸で満たす水準
評価方法	住戸ごと計算 ※ 住戸ごとに、外皮面積や外皮の仕様等を把握の上算定	住戸ごと計算 ※ 住戸ごと・共用部に、居室面積や設備の仕様等を把握の上算定

〈平成28年度以降〉

	外皮基準	一次エネ基準
評価対象	住戸ごと評価	住棟評価
基準値※1 (外皮平均熱貫流率(U_A 値) [W/m ² K])	0.87以下(6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸で満たす水準	0.75以下(6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸の平均で満たす水準※2
評価方法	住戸ごと計算 ※ 住戸ごとに、外皮面積や外皮の仕様等を把握の上算定	住戸ごと計算 ※ 住戸ごと・共用部について、居室面積や設備の仕様等を把握の上算定し、合算

※1 一次エネ基準については、基準を設定する際における暖冷房負荷の算定に用いる外皮平均熱貫流率の数値

※2 70m²×9戸のモデルで算定

課 題

- 届出義務制度の審査手続の合理化を進め、所管行政庁による基準不適合物件への対応強化等につなげるため、以下の課題への対応が必要。
 - ① 省エネ性能の算定にあたり、全住戸・共用部分について、個別に計算を行うことが煩雑であり、申請側・審査側双方の負担を軽減するため、評価方法を簡素化することが必要。
 - ② 一次エネ基準について共用部分の評価が必要となり、設計住宅性能評価の結果のみでは省エネ基準への適否が判断できないため、設計住宅性能評価を活用した届出義務制度の審査手続の合理化を促進するため、評価方法を簡素化することが必要。

対応案

①住棟全体での省エネ性能の評価方法の導入

- 申請側・審査側双方の負担を軽減するため、現行の評価方法に加えて、外皮基準について住棟全体(全住戸の平均)での評価を導入するとともに、共同住宅の評価を簡易に行う方法として、各フロアの基本情報(高さ、階数、各フロアの住戸面積・住戸数・建材の仕様・設備の仕様 等)等を元に各住戸を単純化した上で住棟全体の省エネ性能を評価できる簡易な計算方法を導入する。
- 外皮基準について住棟全体(全住戸の平均)での評価を行う場合、一次エネ基準の住棟評価における基準に合わせて0.75(6地域の場合)とする。

〈現行制度〉

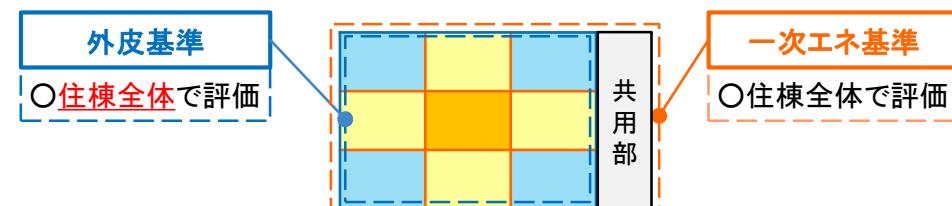
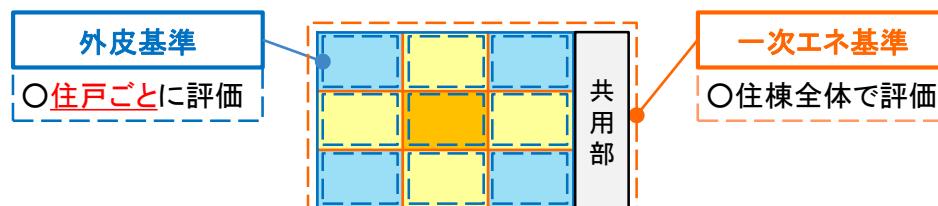
	外皮基準	一次エネ基準
評価対象	住戸ごと評価	住棟評価
基準値※1 (外皮平均熱貫流率(U_A 値) [W/m ² K])	0.87以下 (6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸で満たす水準	0.75以下 (6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸の平均で満たす水準※2
評価方法	住戸ごと計算 ※ 住戸ごとに、外皮面積や外皮の仕様等を把握の上算定	住戸ごと計算 ※ 住戸ごと・共用部について、居室面積や設備の仕様等を把握の上算定し、合算

〈追加する評価方法〉

	外皮基準	一次エネ基準
評価対象	住戸ごと評価	住棟評価
基準値※1 (外皮平均熱貫流率(U_A 値) [W/m ² K])	0.75以下 (6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸の平均で満たす水準	0.75以下 (6地域) ※ 標準的な仕様を想定した場合に全ての住戸の平均で満たす水準※2
評価方法	住戸ごと計算 ※ 住戸ごとに、外皮面積や外皮の仕様等を把握の上算定	住戸ごと計算 ※ 住戸ごと・共用部について、居室面積や設備の仕様等を把握の上算定し、合算

※1 一次エネ基準については、基準を設定する際における暖冷房負荷の算定に用いる外皮平均熱貫流率の数値

※2 70m²×9戸のモデルで算定



評価方法の考え方

- 評価における煩雑さを減らすため、従来の住戸ごとの情報の入力を必要としない評価方法とする。
- 住棟全体の基本情報(高さ、階数、各フロアの住戸面積・住戸数、等)を元に住棟を単純化した上で、住棟全体の省エネ性能を評価する。
 - ・入力単位を「住戸ごと」から「階ごと」とすることにより、入力するデータ数を大幅に削減
 - ・入力するデータについて、外皮性能及び各設備仕様は「階単位」で入力
 - ・各階において、床面積等を平均化した住戸とみなして計算

簡易な住棟評価方法のイメージ

評価建物



現行の評価方法

基本情報

101号室

○○号室

502号室
(17戸分)

共用部

・床面積・地域区分
・方位別外壁面積 等

・床面積・地域区分
・方位別外壁面積 等

・床面積、高さ 等

外皮性能

・各部位の熱貫流率
・日射熱取得率 等

・各部位の熱貫流率
・日射熱取得率 等

・各部位の熱貫流率 等

設備仕様

・各設備の仕様 等

・各設備の仕様 等

・各設備の能力値 等

WEBプログラム

⇒

⇒

⇒

101号室の
外皮性能、BEI

502号室の
外皮性能、BEI

共用部のBEI

別途計算

住棟の
BEI

簡易な評価方法

基本情報

棟全体

・地域区分・高さ、階数 等

1階

・床面積合計・外壁の外周長
・窓面積合計・住戸数 等

5階
(5階分)

・床面積合計・外壁の外周長
・窓面積合計・住戸数 等

共用部

・床面積、高さ 等



各階において、
床面積等を平均化した
住戸と
見なして評価

外皮性能

・各部位における
最も大きな熱貫流率 等

・各部位における
最も大きな熱貫流率 等

・各部位の熱貫流率 等

設備仕様

・各設備で
最も劣る仕様 等

・各設備で
最も劣る仕様 等

・各設備の能力値 等

WEBプログラム

⇒

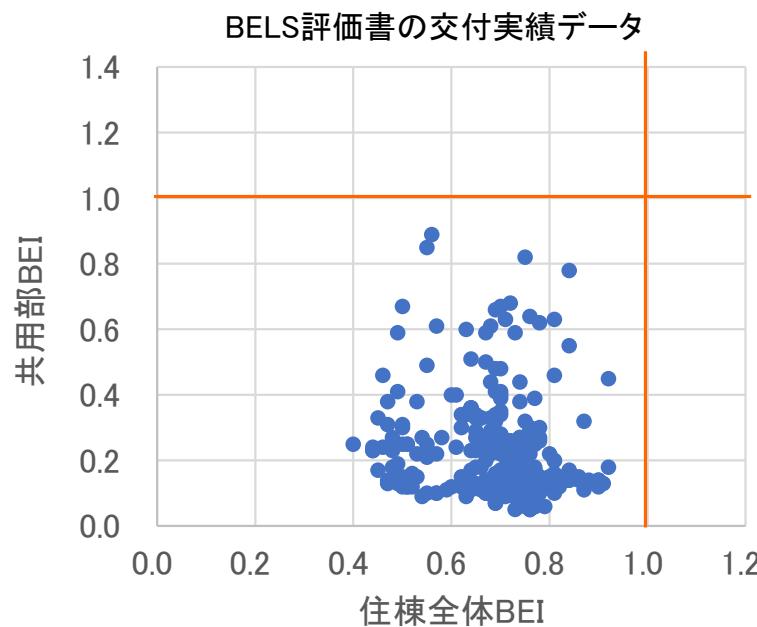
住棟の
・外皮性能
・BEI

対応案

②共用部の省エネ性能の評価方法の合理化

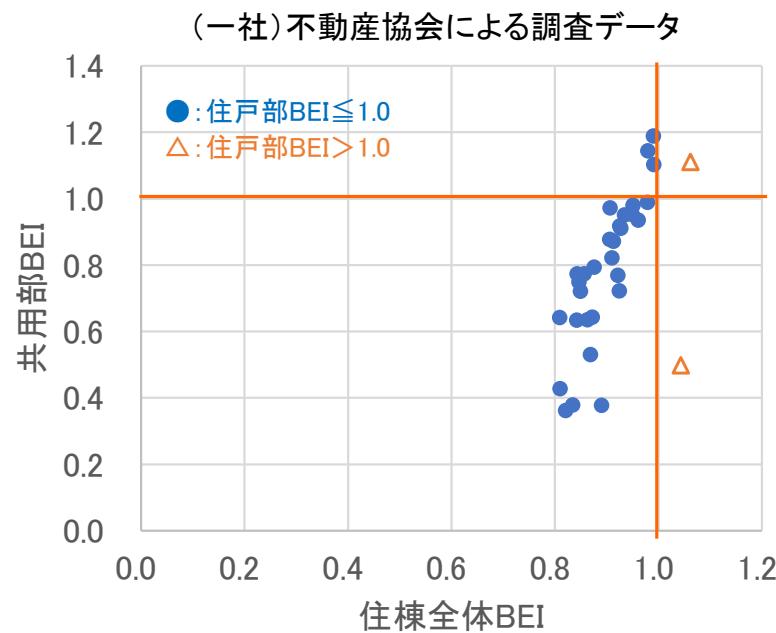
- 一次エネ基準については、共用部分において基準を満たしていないケースがほとんどなく、共用部分の省エネ性能により住棟全体として基準に不適合となるケースはほとんどないことから、一次エネ基準の評価にあたり共用部分を評価しなくても良いこととする。

住棟全体と共用部分における省エネ性能の関係



<データ概要>

対象データ：BELS評価書の交付実績(2016年4月～2019年5月)
対象範囲：共用部分に太陽光発電等を設置しない共同住宅のみの新築建築物
(データ数:391件)
データ提供者：(一社)住宅性能評価・表示協会



<データ概要>

対象データ：「不動産における環境行動の推進に関する調査」
対象範囲：2015年4月～2018年3月に届出された300m²以上の新築分譲マンションのうち20階以上のもの
(データ数:32件)
データ提供者：(一社)不動産協会

現状・課題

現 状

- 沖縄県(8地域)においては、他の地域と異なり暖房の使用がほとんど無く、全体のエネルギー消費量に占める冷房エネルギー消費量の割合が大きいことから、外皮基準について、外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準を設けず、冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準のみを設けている。この η_{AC} 値の基準は、外付けブラインドが設置されることを想定して水準を設定している。

【外皮基準】

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
U_A 値 [W/m ² K]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
η_{AC} 値 [—]	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	<u>3.2</u>

【外皮基準算定上の構造及び標準仕様モデル】

天井	壁	床	窓
GW10K-100mm	無断熱	無断熱	アルミ单板+ <u>外付ブラインド</u>

課 題

- 沖縄県(8地域)においては、外付けブラインドやLow-Eガラスの普及が進んでおらず、この状況下で η_{AC} 値の基準に適合させるためには、外壁等の断熱性能の向上が必要となり、かえって冷房エネルギー消費量を増加させてしまう場合がある。改正建築物省エネ法による説明義務制度の創設に伴い、小規模住宅についても規制対象となったことを踏まえ、沖縄県(8地域)の住宅において適切な省エネ化を促すため、 η_{AC} 値の基準を合理化することが必要。

前回から一部修正

対応案

- 沖縄県(8地域)の住宅において適切な省エネ化を促すため、 η_{AC} 値の基準値について、沖縄県における建築物の仕様の実態を踏まえた水準を設定($\eta_{AC}=6.7$)。
- 8地域特有の省エネに資する取組について、引き続き省エネ基準における適切な評価手法の検討を進める。

■現行

【外皮基準算定上の構造及び標準仕様モデル】

構造	天井	壁	床	窓	開口部比率 (窓)
木造	GW10K-100mm	無断熱	無断熱	アルミ単板 +外付ブラインド	9.3%

$$\Rightarrow \eta_{AC} \text{ 値 } 3.2$$

■見直し案

【外皮基準算定上の構造及び標準仕様モデル】

構造	天井	壁	床	窓	開口部比率 (窓)
RC造	XPS-25mm	無断熱	無断熱	アルミ単板 +外付ブラインド	13.0%*

※(株)現代計画研究所調査(2013年)を元に国土交通省において推計 $\Rightarrow \eta_{AC} \text{ 値 } 6.7$

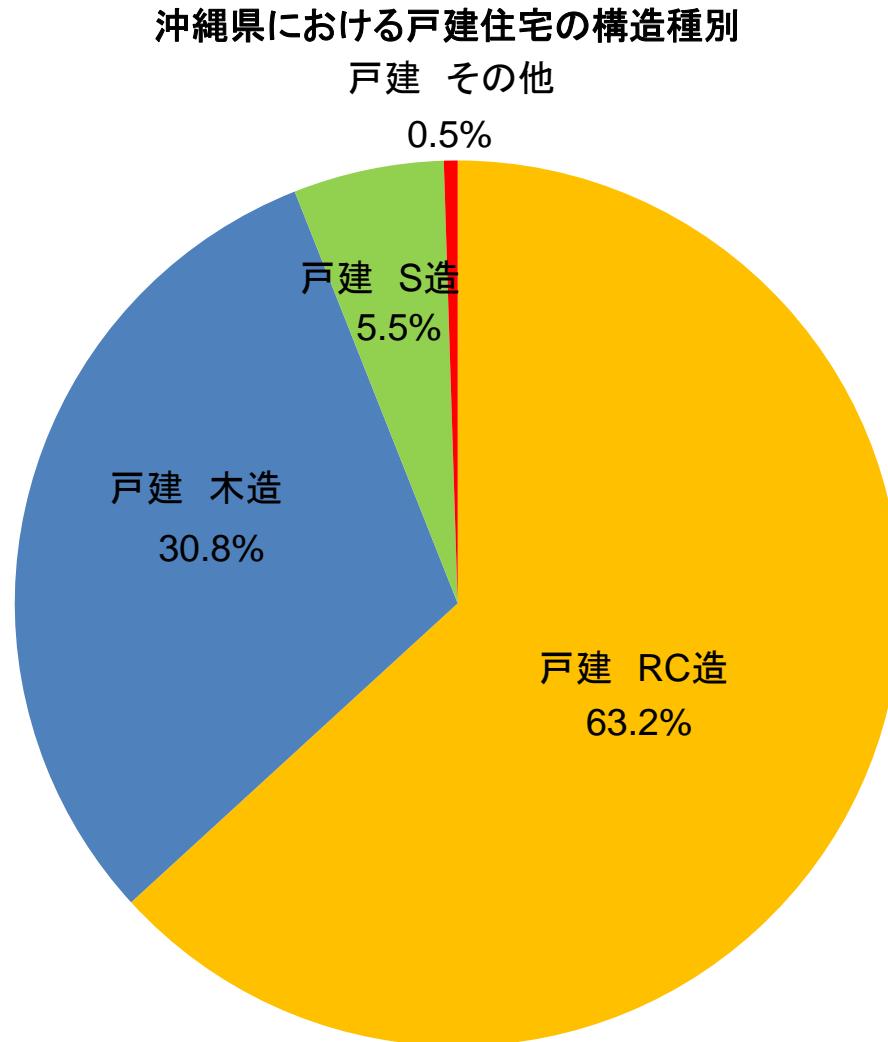
- 沖縄における外付けブラインドの戸当たり設置割合は高いとは言えない状況であり、北海道を除く他の地域に比べても低い状況。

地域	外付けブラインドの 合計出荷量※1[セット] (A)	戸建・長屋・共同住宅の 着工戸数※2 [戸] (B)	外付けブラインドの 戸当たり設置割合 (A／B)
北海道	21	37,062	0.1%
東北	8,193	59,920	13.7%
関東甲信越	27,438	404,712	6.8%
中部北陸	17,545	125,741	14.0%
関西	7,490	136,197	5.5%
中四国	6,938	71,098	9.8%
九州	13,171	94,681	13.9%
沖縄	495	16,985	2.9%

※1:大手サッシメーカー3社にヒアリングした外付けブラインド等の出荷量(2017年度)の合計

※2:2017年度住宅着工統計(戸建・長屋・共同住宅)

- 沖縄県における戸建住宅の約6割がRC造となっている。



出典:平成29年度 建築着工統計調査

那覇市内に建築された戸建住宅の開口部比率及び屋根・天井の断熱化の状況

	N数	開口部比率 (%)	屋根・天井断熱材の有無						
			不明	あり					
RC造	60	3.2~11.5	8	25mm	30mm	35mm	40mm	50mm	54mm
				15	3	5	1	26	2
木造	28	4.2~10.1	18	20mm	25mm	90mm	105mm	-	-
				1	3	5	1	-	-

出典：沖縄県建築士会が実施したアンケート調査(H30年度)結果から作成

集計対象：H29年度に那覇市内に建築された300m²未満の戸建て住宅(111件)を対象とした悉皆調査に回答のあった物件

現状・課題

現 状

- 伝統的構法の住宅については、両側真壁の土塗壁を採用していること等により、一般的に、省エネ基準への適合が困難な場合があるため、所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅（気候風土適応住宅）と認定した場合には、届出義務制度に係る省エネ基準が一部緩和される（標準的な水準の設備の設置のみを要求）。

〈省エネ基準の緩和内容〉



課 題

- ① 改正建築物省エネ法による説明義務制度の創設に伴い、小規模住宅についても、届出義務制度と同様の緩和措置を適用することが必要。
- ② 所管行政庁による気候風土適応住宅の仕様設定を円滑化するため、省エネ基準の緩和対象とする気候風土適応住宅の仕様を例示することが必要。

前回から一部修正

対応案

① 説明義務制度の対象となる小規模住宅についても、気候風土適応住宅に係る省エネ基準の緩和措置の対象とする。

※ 説明義務制度においては、気候風土適応住宅について、建築士から建築主に対して、気候風土適応住宅に該当する旨を説明した上で、緩和された省エネ基準への適否等を説明する。

② 省エネ基準の緩和対象とする気候風土適応住宅の要件を例示する。具体的には、伝統的構法を採用する場合に、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、住宅全体として外皮基準への適合が困難となるような仕様を例示する。

※ 所管行政庁は、国が例示した仕様に、各地域の気候及び風土に応じていることに係る要件(例:地域産の木材の使用を必須とする)を附加できることとともに、国が例示した仕様のほか、各地域の独自の仕様(例:萱葺屋根)を追加できることとする。

〈仕様の例示イメージ〉

○以下の1~3のいずれに該当する

1. 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁である
2. 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁である
3. 以下の①及び②に該当する

①外壁が以下のいずれかの仕様である

- (1) 片面を真壁造とした土塗壁である
- (2) 片面を真壁造とした落とし込み板壁である
- (3) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁である

②屋根、床、窓について、以下のいずれかの仕様であるもの

- (1) 屋根が化粧野天井である
- (2) 床が板張りである
- (3) 窓の過半が地場製作の木製建具である



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野天井

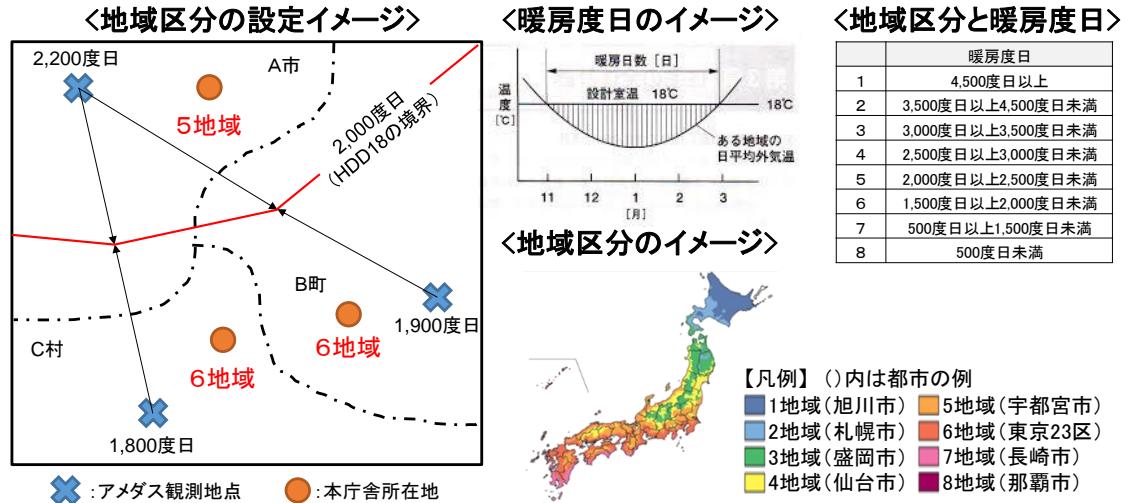
地域区分の見直し

現状・課題

現 状

- 昭和55年度の省エネ基準の導入時において、都道府県の本庁舎所在地の暖房度日により、都道府県単位で地域を区分。
- 平成11年度の省エネ基準の改正時において、都道府県内における気候特性の差を反映したよりきめ細かい基準設定とするため、市町村の本庁舎の暖房度日により、市町村単位(3,227市町村)で地域を区分。

※ アメダス観測地点(842地点)における、1981年～1995年の外気温データと観測地点から本庁舎までの距離を踏まえ設定



課 題

- 以下の状況や、改正建築物省エネ法による説明義務制度の創設に伴い、小規模住宅・建築物についても規制対象となつたことを踏まえ、地域の気候特性に応じた適切な省エネ化を促すとともに、審査側・申請側の事務負担を軽減するため、地域区分を見直すことが必要。
 - アメダス観測地点と本庁舎所在地との標高差を考慮せずに地域を区分しており、本庁舎所在地の実際の外気温度と乖離した外気温度に基づき地域区分が設定されている市町村がある。
 - 市町村の合併が進んだことにより、同一市町村内に地域区分が複数存在することがあり、審査側・申請側の双方にとって手続が煩雑となっている。

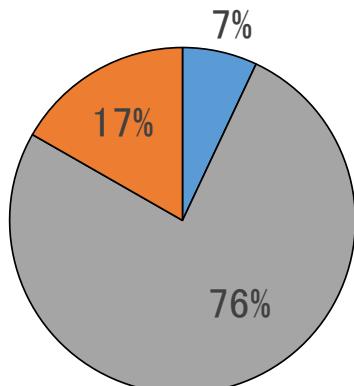
対応案

- 最新の外気温等を各地域の標高の影響を加味して補正したデータ※を基に地域区分の見直しを行う。
※ アメダス観測地点における1981年～2010年の外気温等のデータや、国土地理院の標高データ(10mメッシュ)等をもとに、気象庁が全国を1kmメッシュで区分し、区分毎の通年の外気温の平均値等を推計したもの
- 市町村の意見を踏まえた上で、現状の市町村(1,719市町村)単位で、地域区分の見直しを行う。

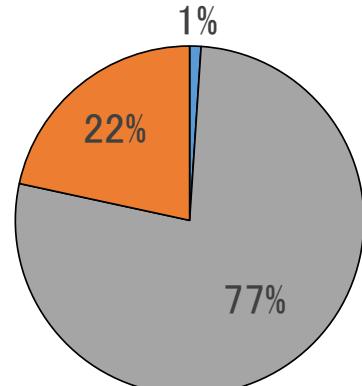
- ① 最新の外気温等を各地域の標高の影響を加味して補正したデータに基づき地域区分を再設定した場合の影響

	市町村数 (合計に占める割合)		平成28年度着工戸数 (合計に占める割合)	
寒冷側に地域区分が変わる旧市町村	226	(7.0%)	10,255	(1.1%)
うち、外皮平均熱貫流率(UA値)の基準値が強化される市町村	153	(4.7%)	4,042	(0.4%)
地域区分が変わらない旧市町村	2,461	(76.3%)	753,379	(77.3%)
温暖側に地域区分が変わる旧市町村	540	(16.7%)	210,502	(21.6%)
合計	3,227		974,136	

市町村への影響



着工戸数への影響

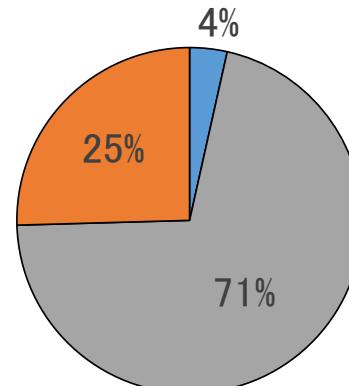


■ 寒冷側に変わらぬ旧市町村
■ 変わらぬ旧市町村
■ 温暖側に変わらぬ旧市町村

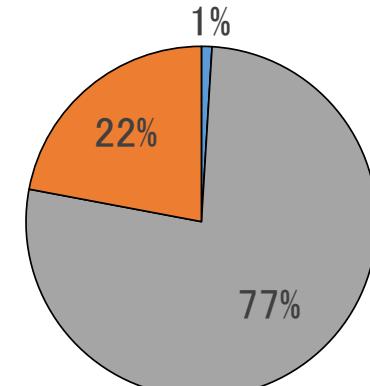
- ①に加え、
② 現行の市町村の区域に基づき地域区分を再設定した場合の影響

	市町村数 (合計に占める割合)		平成28年度着工戸数 (合計に占める割合)	
寒冷側に地域区分が変わる旧市町村	113	(3.5%)	9,439	(1.0%)
うち、外皮平均熱貫流率(UA値)の基準値が強化される市町村	70	(2.2%)	3,021	(0.3%)
地域区分が変わらない旧市町村	2,293	(71.1%)	750,079	(77.0%)
温暖側に地域区分が変わる旧市町村	821	(25.4%)	214,618	(22.0%)
合計	3,227		974,136	

市町村への影響



着工戸数への影響



■ 寒冷側に変わらぬ旧市町村
■ 変わらぬ旧市町村
■ 温暖側に変わらぬ旧市町村

平成28年度着工戸数：着工統計より作成(現行市町村ごとの戸数を旧市町村ごとの人口比率で按分して旧市町村ごとの戸数を推計)

現状・課題

現 状

- 一の建築物に専用熱源・電源を設置する場合には、個別の熱源・電源の性能を評価し、建築物の省エネ性能を評価することができる。
- 一方で、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能を評価する場合には、他の建築物から供給される熱や電力については、「他人から供給された熱」等として一次エネルギー換算係数について固定値※が適用される。

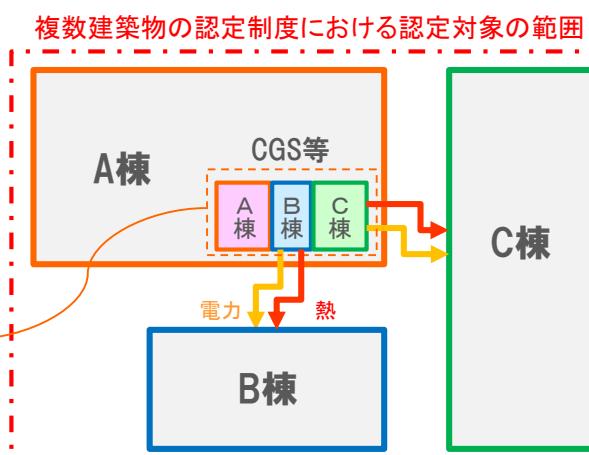
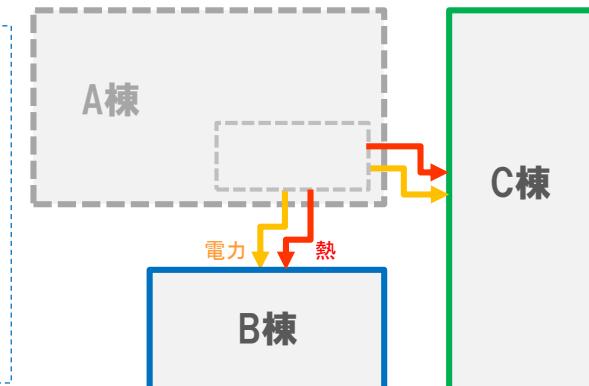
※熱:1.36kJ/kJ、電力:9760kJ/1kW時

課 題

- 改正建築物省エネ法による複数建築物の認定制度の創設に伴い、当該制度に基づく認定を受けた場合には、熱や電力を供給する他の建築物の熱源・電源を特定できるようになることから、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能の評価方法を合理化することが必要。

対応案

- 複数建築物の認定制度に基づく認定を受けている場合には、他の建築物から熱や電力の供給を受けける建築物の省エネ性能を評価するにあたり、他の建築物に設置された個別の熱源・電源の性能に応じた評価ができることとする。



現状・課題

現 状

- 届出義務制度において、所管行政庁は、届出に係る新築等の計画が省エネ基準に適合せず必要があると認めるときは、着工までの間に、建築主に対し計画の変更等の指示・命令が可能とされているが、所管行政庁の約8割※は、指示を全く行えていない。
- 所管行政庁が指示等を行うことができない主な要因の一つとして「指示等の対象とする物件の具体的な考え方を定めることが困難」であることが挙げられている※。

※315所管行政庁(限定特定行政庁を除く)に対するアンケート調査(平成30年度実施)

課 題

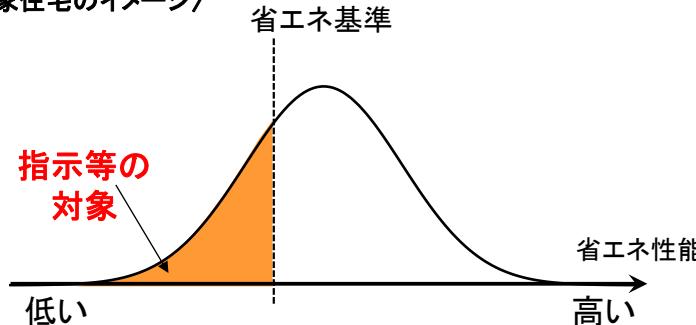
- 所管行政庁において省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する指示等を促進するためには、改正建築物省エネ法による届出義務制度の審査手続の合理化と併せて、指示等の対象とする住宅や指示等の内容の考え方についてガイドラインを策定することが必要。

対応案

- 所管行政庁における取組事例等を踏まえ、以下の内容を盛り込んだ、指示等の対象とする住宅や指示等の内容の考え方に関するガイドラインを策定。

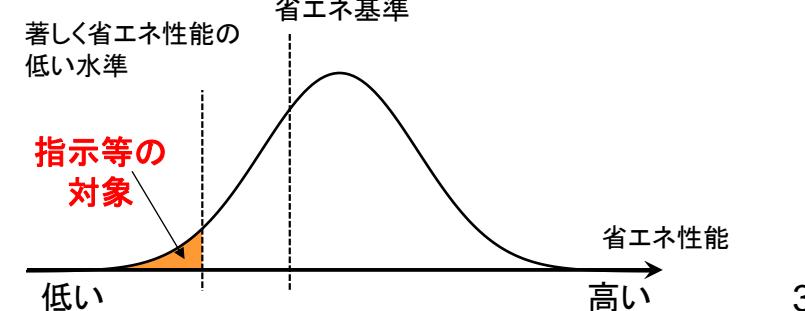
- i 省エネ基準に適合しない全ての住宅を対象に
基準適合に向けた再検討の指導・助言等を実施

〈対象住宅のイメージ〉



- ii 著しく省エネ性能の低い住宅※を対象に
計画変更の指示を実施

〈対象住宅のイメージ〉



※ 例えば、地域別に全体の
90%程度が満たす水準

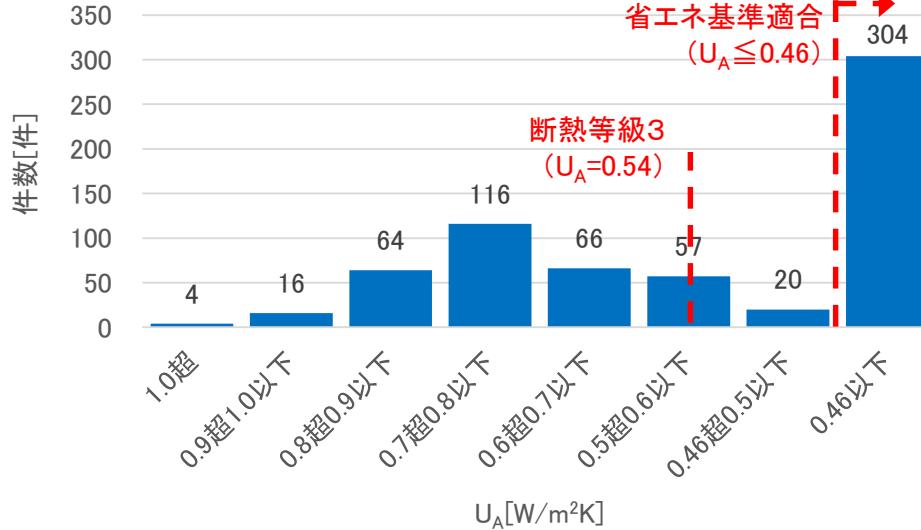
届出義務制度における対象物件の省エネ性能(2地域)

改正事項等なし

平均外皮熱貫流率(UA)の分布状況

省エネ基準
適合
↑

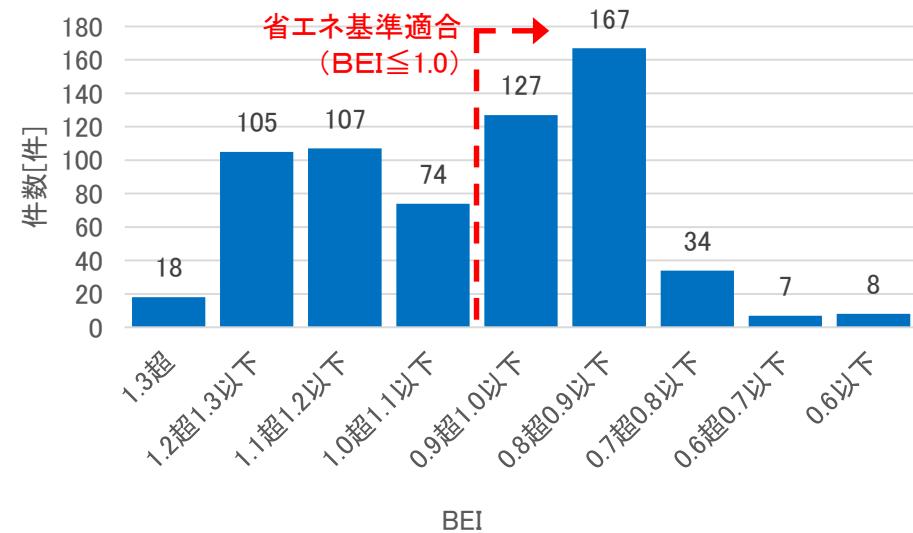
UA [W/m ² K]	年間件数 [件]	累積件数 [件]
0.46以下	304	304 (47.0%)
0.46超0.5以下	20	324 (50.1%)
0.5超0.6以下	57	381 (58.9%)
0.6超0.7以下	66	447 (69.1%)
0.7超0.8以下	116	563 (87.0%)
0.8超0.9以下	64	627 (96.9%)
0.9超1.0以下	16	643 (99.4%)
1.0超	4	647 (100%)



BEIの分布状況

省エネ基準
適合
↑

BEI	年間件数 [件]	累積件数 [件]
0.6以下	8	8 (1.2%)
0.6超0.7以下	7	15 (2.3%)
0.7超0.8以下	34	49 (7.6%)
0.8超0.9以下	167	216 (33.3%)
0.9超1.0以下	127	343 (52.9%)
1.0超1.1以下	74	417 (64.5%)
1.1超1.2以下	107	524 (81.0%)
1.2超1.3以下	105	629 (97.2%)
1.3超	18	647 (100%)



* 届出制度による平成29年度のデータに基づき算出。対象範囲は、大規模(延べ面積2,000m²以上)および中規模住宅(延べ面積300m²以上2,000m²未満)。
共同住宅のUA値は、最も不利な住戸のUA値を使用。